

# 監獄雜誌

第六卷第六號

## 目 録

● 論説……………	(一頁)
● 監獄衛生に就て	浪華生
● 東北地方典獄協議會紀要(承前)	快哉生
● 北海道集治監に在る満期囚徒還送に就て	臥牛隱士
● 歐米監獄要録……………	(十頁)
● 教誨……………	(十七頁)
● 書齋に於ける牧師	原田助
● 教誨新案	設法生
● 問答……………	(二十一頁)
● 十件	
● 雜錄……………	(二十七頁)
● 監獄當局者の二大覺語	
● 給興工錢上の差押權に就て	浪々生
● 刑事被告人の呼出に就て	
● 豫審廷の取締に就て	
● 看守採用試験に就て	
● 徳川幕府裁判所の構成及び権限審問の權き(承前)	嘯風生
● 送還の徒刑囚に就て	
● 雜報……………	(三十七頁)
● 十數件	

警察監獄學會發兌

# 廣告

## ●發行主意書

文化ノ發達ハ出版物ノ盛衰ヲ以テ之ヲトスルヲ得ヘシ今ヤ其極盛ニ達シ文學技術法律ノ類ヨリ凡ソ宇宙間ノ事物ノ言ヒ顯サ、ルナキニ至レリ然レトモ獨リ獄事ニ關スル書冊中囚人ノ心性ヲ矯正スルニ適當ナル書籍雜誌ノ刊行ナキハ識者ノ以テ遺憾トスルコトナリ故ニ今般余等諸大家ノ贊助ヲ得テ教誨新報ト題スル修身的新誌ヲ刊行シ囚人ノ心性改良ニ須要ナル事項ヲ網羅シ以テ感化上最良ノ機關トナリ之カ指示者タル任務ヲ盡シ獄事改良上ニ聊カ裨益ヲ與ヘントス冀クハ諸士左ノ各項ヲ御熟覽之上御贊成ノ榮ヲ賜フランコト伏テ望ム

### 教誨新報

ハ專ラ道德の事項ヲ掲ケ教誨ノ効果ヲ全クシ併セテ檢束上尤モ弊害アル雜誌ヲ遮斷スルノ便益ニ供ス

### 教誨新報

ハ全國集治監留監地方監獄ニ於テ免幽閉特赦假出獄ヲ許サレタル者亦贊表ヲ受ケタル囚人ノ犯情刑名刑期姓名平素ノ行狀等其感化上必要ナル事ヲ掲載ス

### 教誨新報

ハ各監獄教誨師及ヒ有名ナル僧侶ノ法話ヲ掲載ス

### 教誨新報

ハ忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス

### 教誨新報

ハ修身學ノ講義ヲ掲載ス

### 教誨新報

ハ囚人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之カ解釋ヲ掲載ス

### 教誨新報

ハ毎月二回刊行ス 一枚ノ代金壹錢トス

### 教誨新報

ハ御贊成ヲ得就テハ發行ノ都合モ有之ニ付御贊成ノ可否ヲ來ル五月十五日迄ニ御報道相成度依テ郵券相添ヘ此段御依頼仕候

### 教誨新報

尚亦本紙掲載ニ差支ナキモノト御認メノ文章及世人ノ鑑鑑トナルヘキ必要ノ事項ハ特ニ御寄書相成度併テ奉願上候

發企人 福田熊太郎 全 川口保 全 上島英行

大坂市東區石町一丁目五番邸  
大日本教誨新報創立假事務所

## ●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

司法 次官 清浦奎 吾君序文

神奈川縣知事 中野健 明君序文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文

帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文

帝授法學博士 內務省土木局長兼參事官文 學士 都筑馨六君序文

內務省參事官文學士 久米金彌君序文

# 監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

## 日本監獄法講義

完

司法次官清浦奎吾君序文 内務省備獄務顧問故フアン、ゼー、パツハ君序文  
東京集治監典獄石澤謹吾君序文 内務書記官文學士久米金彌君序文  
前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君編著

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

### 監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文  
宇川盛三郎君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

### 獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君序文  
內務書記官文學士久米金彌君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君著  
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

### 看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字  
宮城縣典獄山崎義徳君序文  
宮城集治監教誨師藤吉習教君著  
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文

### 監内揭示條目辯解

全

## 監獄雜誌第六卷第六號

## 論 說

## ●監獄衛生に就て

溟 華 生

刑罰は犯者の身體に苦痛を與ふるを以て主義目的とせし往昔時代に在つては猥りに殘酷なる體刑を施して尙ほ且つ之を意とせさりし日に當つて誰れか監獄衛生の事を喋々するものあらんや人皆其奇異なるに驚愕せしならん、然れば此時代に在つては監獄衛生等に關する語は全く之を聞かざるのみならず學者爲政治家の眼中又絶て此思想なかりしこと素より將に然る所なり是れ取りも直さず刑罰其ものは犯者に苦痛を感せしめ將來を戒しめ併せて他を畏嚇せしむるの意に出でたること勿論にして被刑罰者の健康及び衛生等のことは一般に之を度外視せられたるとは將に掩ふへからざるの事實に屬す、然りと雖も輓近に至り刑法學の進歩發達と共に國家刑罰權の主義頓に一變し刑は犯人に苦痛を與ふる性質のものにあらず、從て多くの刑罰は唯或る期限間被刑者の身體の自由を剝奪するを以て目的とするに至れり尙語を替へて之を云へば自由刑の範圍大に擴張せられ犯者の身體に苦痛を感せしむるの行刑上の主義目的にあらざることを覺知せられたると同時に一面又大に監獄衛生に關する思想觀念を發推し昨今漸く此事に注意講究する者あるに至りしは斯道の爲め轉々慶すべきことにして社會の進化上素より將に當然なりとす、然りと雖も從來の經驗に徴し

實際に鑑みるに監獄衛生の事は未だ全く其眞論を得たるものと云ふべからざるは論者の共に認むる所にして予輩又之を遺憾とせり、彼の監獄醫の如き専ら病者の醫治に従事するを以て其職終れりと爲せるか如く典獄及び以下の監獄官吏に在つても又深く他に注意せざるものあるか如し是等はまた監獄衛生の重んずべきを了解せられたるものと云ふべからざるなり、予輩を以て之を見れば監獄衛生てふとは監獄醫の病者を治療し及び藥劑を投すること又其一部に屬すと雖も病者の醫治のみを以て監獄醫の職責を盡したるものと云ふべからざるのみならず亦た既に發病したる日に當り之に施藥し及び衛生を云ふは既に業に晚し、近頃聞く所に由れば廣島縣監獄に於ては嚮きに彼の恐るべき虎列拉病の發生するあり數日を出てざるに突如として十數名の患者を出し終に八九名之か爲めに斃死するに至りしと然れども典獄以下當局者の熱心に豫防消毒に従事せられしより幸に甚たしき蔓延を見るに至らず昨今全く撲滅の傾向を見るに至りしは是れ實に不幸中の幸にして消毒豫防の奏効せし結果に相違なしと云ふと雖も既に發生の日に之か撲滅を圖るは殆んど難事にして今回廣島縣監獄の如き甚しき蔓延を見るに至らざりしは洵に當局者の注意盡力の多き結果なりと云ふも予輩は其證美にあらざるを信す、然りと雖も之を未萌に防ぎ終に發生を見るに至らしめざらんこと即ち監獄衛生の普及せる所以にして平素監獄衛生を講ずるの主意又此點に存せざるべからざるなり今の時や炎熱暴威を逞ふせんとするの季節に際し外は清征の軍旅將に舊に復し從軍の征夫又郷に歸り今日以後少くとも犯罪種屬の社會に増加せんことは免かるべからざるの數にして傳染病の發生又多くは凱旋の軍人征夫にありと云ふをや、果して然りとせば今後新たに入監すべき者に就ては一層の注意を加へ嚴重に消毒豫防法を講せざるべからざるは勿論、監内諸般衛生の事即ち監房工場等の清潔を保ち被服隊具の如き類々之を澆濯し及び消毒法を行ひ飲食物の如きは殊更ら之に注意を加へ苟も健康を傷害すべきもの及び病因となるの虞れあるものは可成之を避くるを要す就中飲料水の如き一層慎重の注意を以て一年一回位は必ず其筋の検査を経べきものとし可及的濫過し使用するを肝要とす、然るに或る地方の如きは口に監獄衛生の事を喋々するにも拘はらず飲料水の如き數年前一回其筋の検査を経たることありと云ふ位にて其儘繼續使用し來れると云ふが如き類之れあるやに傳聞せり果して然りとせば是れ又然るべからざるなり何となれば彼の井水の如き當初水質甚だ佳良なりしものと雖も時日の経過するに従ひ或は近傍の汚物を滲透注入し水質を變ずることは往々免かるべからざるの數にして少くとも一年一回位の水質検査は之を遂行せざるべからざるの必要あり

要するに監獄衛生の事は從來未だ完全と云ふ能はざるもの多々之れあり時將に傳染病發生の季節に會す、當局者たる者須らく監獄衛生諸般の事に銳意盡力あらんこと予輩の希望に堪へざる所なり敢て當局者の注意を請ふこと爾かり

### ●東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

四十八、十六歳未満の別房留置人に四人同様就學せしむることに一定しては如何

(秋田縣提出)

本題は十六歳未満の四人及び懲治人同様就學せしむべきこと素より當に疑ひなかるべし唯、監獄則か別房

留置人に關する一切の規定を除きたる結果本題の提出を見るに至りし所以ならんか即ち原案に可決せり  
四十九、屏禁處罰中のものは入浴せしめざることに一定しては如何

#### 決、原案の通

本題の決議に就ては予輩は全然同意を表する能はざるものあり以下に於て聊か予輩の意見を陳べん、本題屏禁とし云へば獄則違犯の非爲あるものに對し之を匡濟するの手段に用ゐらるゝものにして屏禁懲罰の要素として晝夜隔離したる監房に獨居せしめ服役時間中座作の役を科するものとし其期間の如き長きは延いて二ヶ月に及ぼすことを得るものなれば此二ヶ月に渉る長き時間入浴せしめずと云ふか如きは予輩得て賛成すべからざるなり、最も本決議の精神に至つては懲罰をして嚴正懲實に有効ならしめんとの旨意に出てたるに相違なかるべしと雖も身軀の健全及び衛生百般の事は其受刑者と被罰者とを問はず飽迄之を保維せざるべからざるにも拘はらず此二ヶ月間の久しき時間入浴せしめざることゝせんか衛生を害し疾病を招來するの虞れなき能はず况んや夏季に在つては通常五日毎に一回以上入浴せしめざるべからずとの規定あるに於てをや若し假りに懲罰執行中入浴せしめざるも可なりとせんか衣服飲食尙之を屏去するも差支なかるべしと云ふの論理生し、善し全く之を屏去せざる迄も飢寒に措くも可なりと云ふに至り到底實施の運に至らざるを如何せん故に予輩は本決議に付ては決して其謂れなきを信す最も本會議中水若くは湯を與へ全身を拂拭せしむることあるべしとの但書を置かんとの説ありたるも不幸にして削除説に決し本決議を見るに至りしは予輩の遺憾とし且つ協議會に採らざる所なり、本會參列各位爾後任に歸らるゝの後今日尙は本決議を實踐せらるゝ向あるや否若し是れありとせば予輩は其不理を訴へ且つ即時右等の誤解を悔ひ此決議を撤去せられんことを予輩は希望に耐へざるなり、然れども或程度迄入浴を制限するは敢て予輩の反對する所にあらざるなり江湖の識者以て如何となす

五十、短刑期者の行狀表勘査期は其區分を減少せられんことを主務省へ上申しては如何

#### 決、原案の通 但其調査は宮城縣及宮城集治監監獄に依託すること

本問は舊監獄則實施の當時其筋に於て内定せられたる賞譽勘査内規中一勘査期は各囚の刑期を四分し又其四分の三を五分したる時間を以て一期間となすとの規定に依り現時尙此内規は勵行せられつゝあるも其一年以上の長期囚に在つては敢て難事にあらざるべさも一年未滿の短期囚に在つては勘査期間とし云へば寔に僅々たる日子にして善く各囚の行狀を詳悉勘査するの餘日なく從て本内規の旨意を貫徹する能はざるを以て是等短期刑者の勘査期間を延長したしと云ふにあり假令は刑期四分の三を五分するの例を改め刑期の長短に依り四段乃至二段に別ち勘査期間をして延長せしめられたしと云ふか如し元來行狀勘査なるものは文字上明かなるか如く各囚が在監中平素の行狀如何を考覈勘査し之を賞與し及び他日特赦、假出獄等の恩典を稟申するの憑據に供せらるゝものなるべしと素より予輩の論を俟たざる所にして本勘査内規に於て刑期四分の三を以て總ての勘査期としたるは刑法上の假出獄を許すと云ふ最長期間即ち四分の三を採りたることは寔に明かなる事實にして此四分の三なる刑期を五階級即ち五勘査期に別つと云ふの精神に至つては別段確平たる根據あるものにあらす唯偶然に五階級を以て相當なるべしと思惟せられたるものに外ならざる

ものゝ如し若し果して然りとせば其一年以上の長期刑囚に在つては格別其以下の者に在つては其勘査期は寧ろ短きに失し能く勘査の効を奏する能はざるか如し、去れば今日の實際上に依て之を見るも此種の短期囚に對し能く此内規を適行し賞譽せられ又假出獄の恩典に浴したる者殆んど絶無なるを以て見るも一年以下の短期刑に對する勘査内規は殆んど實行せられつゝあらざることは實に明かなる事實と云ふべきなり是れ取りも直さず鄭重なる勘査を遂げ考覈するの餘日なきに依らざるはなし是本題の依て起る原因にして予輩亦た同情を表するの外なし、即ち委員に付託し改正刑案の起草を請ふこととし結局宮城集治監典獄及宮城縣典獄の兩氏に委託することとなり左の成案に決し本會の決議とし其筋へ上伸せらるゝことゝなれり

刑期六ヶ月以下行狀勘査期

刑 期	刑期四分	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期	勘査刑期四分 期ノ區分ノ一
六ヶ月 百三十五日	又四分セシ	五十三日七	全上	全上	全上	四期 四十五日
五ヶ月 百十二日五	又三分セシ	三十七日五	全上	全上	全上	三期 三十七日五
四ヶ月 九拾日	又三分セシ	三十日	全上	全上	全上	三期 三十日
三ヶ月 六十七日五	又二分セシ	三十三日七	全上	全上	全上	二期 二十二日五

因に記す現行の賞譽勘査内規中法理に適合せざる廉(第七條第八條の如き是れなり)なきにあらざれば早晩改正せらるゝの期あるべしと信せらる 他日改正の期に際し立法者幸に参考せられんこと 希望に堪へず

五十一、莞莖は臥具として貸與すへきや又は敷物として貸與すべきや  
莞莖は即ち疊に代用して監房に敷き用ゆるものにして(施行細則第三十三條參看)臥具として看做すべきものにあらず最も普通極暑の候に在つては敷布として莞莖を使用する者なきにあらずと雖も斯は本題の莞莖にあらざるなり去れば莞莖は必らず一人に一枚を貸與するを要せざるは勿論普通疊を敷くか如く監房に在つては莞莖を敷き其上に起狀せしむるの主意に外ならず又貸與品中に莞莖を加へられたる精神に溯つて之を推究するも囚人の監房に尙ほ疊を敷くは紀律上事体の宜しきを得たるものにあらず加之ならず物件を包藏する等監房檢査上不便尠からざるものあり去れば迎、亦囚人をして板の間に直接起臥せしむるの如きは人類を遇するの禮にあらざれば旁莞莖を以て代用することとせられたるに外ならざるべしと信す是れ其臥具に屬せざるは勿論從て其費用の如き臥具費の支辨に屬せざること又素より論を俟たざるなり本決議又然り予輩又言なけん

快哉生曰く本稿は昨年十月於宮城縣開設せられたる東北地方典獄協議會に於ける決議項目の内に付其實務上に直接參考に資すべきものと思せし事項に付議事の概況及び加ふるに學理上より愚考を參酌慮列し讀者に紹介せんことを懇めたるものなれば言往々詭激に涉り參列各位の尊嚴を冒瀆せし嫌ひなきにあらずと雖も素より私事に出づるにあらざるは勿論當局者と共に斯道を研鑽練磨せんとの衷心に出でたるものなれば其文字の拙劣なると各位の忌諱に觸れし點もあらば幸に其罪を海容せられんことを希望す、而して記事數月に跨り事聊か陳套の虞れなき能はざれば姑らく筆を茲に擱くこととせり讀者夫れ之を

諒せよ快哉生謹識

## ●北海道集治監に在る満期囚徒還送に就て

臥牛隱士

行刑上流遣制の弊出に就ては歐米各國學者政事家の久しく辨難するところにして歐洲諸國該制の爲め續々失敗の事蹟を留めたり故に今日尙ほ流遣制を存置するは魯佛二國に過ぎざるものゝ如し幸ひ我か邦に於ては未だ著しく之れか不利を見ずと雖も最重刑の囚徒を北海道に發遣することの不適當なるは既に朝野の確認する所なり

左れば前々號の誌上に於て金城生なる論者の詳述せられたる如く其筋に於て改正刑法草案に流遣制を廢棄し且又現今北海道集治監に拘禁中なる囚徒にして刑期満限に近きたるものは總て内地へ送還し内地集治監に於て之を放免する事となり既に昨年以來東京宮城間の集治監へ移送せしめつゝありと果て然らば爾來北海道には彼の危険の虞ある刑餘人を散蒔徘徊せしむる事なきに至りしを以て予等は暫らく改正刑法の發布あるまで先づ之を以て満足せざるを得ず然れども一利一害は自然の理勢にして一方に利益する所あれば必ず他方に損害の生ずる所あり今や島民に於て畏懼の困難を避けたるは則ち之を内地人民の安寧に危険の影響を蒙むらんとする所以なり故に内地行政の上には此際宜しく大に警戒せざるへからざるものあるを見るに至れり

統計表の示すところに據れば現行刑法實施の初年即ち明治十五年に在ては徒刑以上の長期刑に處せられた

る者最も少なく而て爾來五六十年間は漸次其數を増したる経蹟あり之れに依て徒流刑囚の満期放免期を推算するに其最短期即ち十二年刑を明治十五年に於て受けたるものは漸やく昨廿七年に至て満期に相當し而して本年は刑法實施の初年に處斷せられたる十三年刑及次年に於て十二年刑に處せられたる者の放免期にして今后四五年間は年一年に徒流刑囚の満期者増出すへき勢ひあり昨年内地へ移送したる満期囚は僅々百二十三名に過ぎざりしに本年は殆んど之れに陪し又來年は大凡四百名もあるへしと斯の如く其れ年一年に多數の重刑々餘人を内地に解放彷徨せしむるものとせば内地安寧に關する影響果て如何や是れ恐れて警戒せざるへからざる所以なり

之を要するに彼れ刑餘人等の再犯防遏には主として内地集治監典獄諸君の盡力に頼らざるへからずと雖も尙ほ他に亦請望せざるを得へからざるものあり抑も彼れ囚徒なるものは最も重刑を犯し最も長刑を受け又最も社會に思懼心を與へたるものなれば多くは其受刑中に於て親屬は變動し財産は滅盡す加ふるに其社會の交際は殆んど杜絶せられたるものなり然れば則ち刑期満限の曉一朝白日晴天の身となり獄舎の門を出つるも世の變遷如此なるを以て只茫然として方向に迷ひ窮々乎として衣食の方法を探索するも容易に處身の途なく徒らに東奔西走終に善惡正否を撰むの暇なく復た逆道に陥り不其の働きをなすに至るは蓋し彼等の常態ならんか豈又憫然の境遇ならずや之を未然ニ救済せんには如何なる方法に由るへきか予等の卑見は先づ行刑官たる典獄に於て宜しく其出獄前に在て彼等か刑餘自活の方策を講案し其民界に紹介するの注意あらむこと極めて必要なりとす然れども亦内地へ送還する囚徒は將に放免期に切迫し居るを以て収監後

徐々として彼等の素思を省察し其情念を看破する餘日なきを如何せん尤も囚徒の押送轉監等に就ては既に一定の法規あり前監に在ての獄則謹否作業の精情教誨の感情服役の經歷及賞罰接見通信等の事蹟は移牒書類に據て其一斑を會得するを得へしと雖も抑も所謂彼の個人的省察なるものは直接の視察と實地の監査を遂ぐるに依て其眞像を確了すべきものにして其内部即ち無形上の推認に至ては尙は未だ誤謬なきを保すべからず况んや這般の囚徒は意表外の送還に依て思想の變動を來したたるものなるに於ておや之れに對し既に放免に切迫したる僅日數に在て其個人の意向を精査し適當の職業を授け其民界に紹介せんとす豈に至難中の難事と云ふべきなり故に予輩望むらくは其筋に於ては送還の期限今一步を進め北海道集治監に在る囚徒は本刑四分の三を経過したる時に於て内地へ移し内地集治監典獄をして愼密精査以て適當の役業を授け再犯豫防の手段を盡すに充分の餘地を與へられんことを切望す

## 歐米監獄要録

小河滋次郎氏より小野田警保局長宛の書面本月十七日到着せり該書は斯道の參考と成るべきもの多々有之を以て局長より各典獄諸士へ復版の上回付せらるべき等なるも然るときは片々紛雜の恐れありて他日の用を爲さざるの慮もあれば本誌に掲載し泛く讀者諸君に報道すべき示命ありたるを以て爾今茲に掲載することしなす

記者謹識

拜啓時下益々御清榮被爲在奉恭賀候陳は私義海上無異豫定の如く本月二日馬港着同日は一泊致し翌三日發程四日午前十時當地に着爾來引續き異狀無之何様着後匆匆之際皆目不案内事に候間只た公使館にのみ出入罷在候公使館に於ても曾根公使初め館員諸氏無事勤務致し居り候私身上の義に付ては諸事極めて懇切に世話致し呉れられ非常に仕合せ致し候間乍憚御安意可被成下候今回の萬國會議の件に付ては時々當地に勢力ある新聞紙にも掲載有之候由にて一般に非常に注目致し候由に御座候間此際若し本邦監獄改良の實況等相分り候得は大に我か文明の真相を周知せしむるの便宜にも相成可申差支へなき限りは可成我か監獄の實況を知らしむるの手段を取るの見込に有之申候昨日は加藤書記官同道にて内務省監獄局長を訪問致し候來着の挨拶旁々諸般の打合せ致し申候局長は年齢五十歳前後にて法學博士の稱號を有し昨年の末頃に地方知事より現地位に轉任候ものゝ由に有之閣下御巡遊之頃の人物とは相異り申候由にて閣下御巡遊の頃警視總監を勤めたる人は當時埃國之大使に轉任致し居候由監獄局長訪問の節閣下か監獄事務視察として先年來遊せられたること有之候様聞及び居る杯の談話有之申候萬國會議は六月三十日當府文科大學の會堂に於て大頭領臨席の上開會式を執行候との事に有之夫れ迄には尙は多少之間合も御座候義に付當時は先づ専ら語學の研究に従事致し居り候何れ會議後は諸方之監獄へ參觀の案内有之可申に付其際尙は十分之研究を相盡し可申見込に御座候右監獄局長は當時萬國會議常置委員長として専ら會議準備の事に従事致候由に有之東洋日本より遙に來會したることは非常の満足なる旨繰り返して喜び居り候内務省監獄局及高等監獄會議の組織に付概略調査致し候間別紙御參考迄に拜呈仕候(別紙は後便に於て封中拜呈可申上候)

會議通譯者の儀に付ては兼て御配慮被成下候義も有之公使館員にては何分人少且繁務之爲め通譯の勞を取  
り呉れられ候事無覺東是非通譯者を備ひ入れざるを得ざる次第に有之且つ公會場の事故只一個人の資格に  
ては便義上不都合不少他の郵政貨幣之萬國會議の先例も有之假に委員の資格を與へて列席せしむる方可然  
との曾根公使等之御意見に有之尙委細公使より申出られ候義と存候間何卒可然御取計被成下度奉懇願候  
監獄局長訪問の節の咄に依れば各國より政府委員として列席するものは多く二人以上にて國に依りては三  
人以上も列席せしむるもの有之此他に一個人又は團體の資格を以て列席を申込みたる有志も多數に有之物  
數にては餘程の大勢に相成可申との事に候右御挨拶旁々大略申進度如此に御座候乍末筆時下爲國家御自愛  
專要に奉存候勿々敬具

五月十三日

巴黎にて

小河滋二郎

小野田局長 閣下

大臣閣下へは別に郵書拜呈不仕候間乍恐縮閣下より可然御鶴聲奉願上候

○左の一編は在佛國巴黎府小河滋二郎君より久米金彌君へ送り越されたる書東なり、記者今本誌に登録の  
許可を得たれば此一欄を填むることゝ爲せり。但し其全く私事に涉るものは特に省略を加へたり、讀者  
乞ふ諒之

記者誌

拜啓時下益々御清康奉敬賀候陳者野生義豫定の如く本月二日馬港着一泊の上翌三日午後三時幾分かの瀬車  
にて巴黎へ向け發程、四日午前十時當地に安着仕候間乍憚御休神可被下候行李勿々未だ何れへも顔出し不  
仕唯だ公使館にのみ出入仕り居候野生身上の件に就ては曾根公使始め加藤石井兩書記官等諸氏に於て何  
角、公私共極めて深切に世話致し呉られ候間誠に仕合せ致し居り申候若後勿々會議委員長たる内務省監獄  
局長チフロー氏より會議書類及び案内狀を受取り申候此の案内狀に據れば會議は六月三十日、文科大學の  
會堂に於て大頭領閣下臨席の上開會式を執行候との事に御坐候一昨日は委員會を開き開會準備に關する諸  
般の要件を審議致し候様新聞紙に相見へ申候野生も明日は監獄局長を訪問致し挨拶旁々打合せをなすの積  
りに御坐候今日は最早郵便締め切りの時間に候間不取敢此に寸書相認め申候野生は着後、専ら佛語の稽古  
に従事致し居り申候開會迄に尙ほ多少の時日も有之候儀に付さ夫れまでには幾分か目鼻が付き可申歟と覺  
束なくも日々勉強致し候姿は頓と小學校生徒と同前にてソレハハハ笑止の至りに候尤も議場に於て自分の  
意見を述べたるだけは獨逸語にても苦しからずとの義に候間一ツ奮發して遣ッ付けて見まほしとも存居り申  
候日常の事は借置きドトしても言葉が通じ不申候ては實際の探究は相出來申す間敷く是れのみ大に苦心罷  
り在り候當地新聞紙には監獄に關する事項折々記載有之候由にて此度の萬國會議なども大に一般の注意す  
る所と相成り候様承り申候此の機會に於て我國に於ける監獄改良の實況をば新聞屋などに知らしめ候義は  
大に我が文明の真相をば周知せしむるの一方便かと被存候當地は割合に殺人の犯罪者が多數に現はれ候と  
の事に有之而かも其手段は非常の慘酷を極め候との事に御坐候同じ持兇器強盜にても日本なれば先づ脅し  
て而して後ち掠奪の最終手段として兇器を實用すると云ふ所をば當地にては之れに反し先づ殺して而して

後ち掠奪を試むと云ふの順序に有之候由是れでは殺人罪も多い筈に御坐候掠奪としては誠に拙劣至極の様被存候へども卑見にては賊をして此に至らしむると蓋し偶然ならざる義と被存候、ト申すものは第一人氣の然らしむる所とは申すものゝまた土地柄、自衛力等にも關係する所少からざる義に有之御承知の通り巴黎は都の都とも申す大都會にて幾んど晝夜の區別なく普通の市街にても所謂花の仲の町の不夜城と一般にて草木も眠むると云ふなる丑滿の眞夜中にも未曾人馬の絶ふる隙なき事に候故若し愚圖々々追剝の極まり文句などを並べ立て候時には目的を果さずして遂に「ズキ」がまはると云ふ次第に候故勢ひ手ツ取り早く疊んで而して否應なく有れば取る無ければ其れ迄と跡は雲霞と風を喰つて逃げ出さるを得ざるの仕組みに必要が之を教へ候様思はれ申候ソソならは東京も同前なりとの御説も可有之候へども東京と巴黎とは殘念ながら繁華の度合が較べものに相成り不申且つ又東京なれば押込的強盜と申すこと容易に相出來候へども當地尤も是れは關り巴黎のみならず歐米諸國に於てはは家屋の仕組み上、容易に居住内へ侵入することは相出來不申勢ひ泥坊の仕事は屋外に於て多からざるを得ざる次第、從て強盜が多くまた右様の仕義にて勢ひ殺人罪が多數に上ばり候かと考へられ申候加之ならず概して毛唐人なるもの自衛の力、存外に強く殊に拜金宗の餘結果、財産に對する防衛の觀念、最も強く極端に申さば金さへあれば首はなくても云ふ程の仕末に候故「身ぐるみ脱いで逃げて失せろ」位の脅し文句にては容易に有金を凌らへ出すものでもなく場合に由ては命より大事の金の事故、忽ちアベコベに泥的に喰つて掛つて兼て用意のピストルを打ち放つて正當防禦をヤラかすにも至り可申候間、是等の關係より自然と前申す様に容易に殺人罪を犯すものが多くなるかと愚考仕候西

洋の泥坊は割合に臆病にて且つ淺墓なるが爲めに馬鹿な殺人罪などを犯す者多しとの説も候へども卑見のある所は前陳の通理由が最も主なるものと被存候殺人の犯罪者はグレビー大頭領の時代には多く特赦を以て死一等を減するの例に候へし處カルノ客年暗殺せられたる大頭領なりの時代に到りては、全く其主義を變じ幾んど皆な死刑を實行するの方針に出で候由之れが爲め一時は同氏の暗殺は受刑亡者の崇りなど申し觸らし候由に候彼の「キロツチン」と申す死刑の器械は今以て革命時代に出來たもの全國中に唯だ一臺あるのみにて死刑の執行あるときは何處へでも之を擔ぎ廻はすことの由に候カルノ一時代に死刑の執行頻繁なりしが爲めに一臺のみにては東西の奔走なか／＼忙はしく候へし故多少増加せんとの説も一時盛んに有之候へし由に候へども凶器は多くすべからずとの説にて増加説は遂に立消と相成り候由日本の監獄には到る所皆絞架臺ありなど申し候はゞ定めて苦がい顔を致し候事と推察仕候盜賊の曰く申して敢て僕の親類に泥棒のあるにあらず世人、皆な阿呆にして之を盗ましむるが故に我れ之を盗むと蓋し世人の自衛力に乏しきを穿ちたる言葉に可有之防禦法の進むに従つて攻撃法も亦た進歩するとは申し候ものゝ當地に參り親しく家屋の構造始め全体の風俗慣習等を目撃致し是れでこう容易に泥棒も出來まじくと合點致し申候是れで泥棒があるとは寧ろ不思議の様被存候尙ほ遅い／＼精敷く可申上候へども概して歐羅巴の世態は一切萬事「鍵の世の中」にて形容して言へば三ツ見にても少くも一個の鍵を所有し鍵の前には親子兄弟の間と雖も幾んど全く勢力なしと謂ふを得べく先づ普通の住居にて申ふさば門に鍵あり部屋に鍵あり部屋の内の器物苟くも入れ物と名のつく以上は一として鍵のあらざるはなく鍵は神聖にして犯すべからずの觀念は實に吾々日本人には想像の及ばざる程旺盛のことに候

此れで泥棒するは随分骨の折れた仕事に可有之西洋の泥的は「吾れに食を與へず故に吾れ活さんが爲めに止むを得ず盗む」と申すもの多しとは兼て聞く所に之候へども成程これでは道樂には容易に泥棒も相出來申すまじく我國には随分道樂的泥棒が澤山有之候様相見へ候へども全く社會の粗立が彼我大に相異なるの致す所と被存候追々罪質相違の源因など研究候はゞ大に發明する所も可有之候拘摸と申すもの當地には存外少数に候由あつても極めて拙劣なるものにてなかゞ日本の拘摸の巧妙なるものとは較べものに相成り不申候由是れで若し拘摸でも多く且つ巧みならば野生如きポット出の椋鳥はツレコン形無しと思ひ申候東京に居つて田舎者を笑ふたる今日の我れは笑はれし田舎者にも遙か優つて皆目、方角が相付き不申「どこかも光り申して」唯だキヨロ〜マゴ〜するのみに有之これが東京などにて候はゞ野生などは最も拘摸の善き餌食に可有之と此中も或る當地の友人と物語り候處友人の説に若し當地へ東京の拘摸でも十人も連れて參り候はゞ忽ち大金持に相成り可申など笑ひ與じ申候惡い所もあればまた善い所もある毛唐人と一概に擯斥は致し候ものゝなかゞまた殊勝なる所も有之申候市中到る所、公園又は街頭に可なり立派の椅子など澤山に据付けあり候へども一人として之を持ち去るものもなければまた傷付くるものもなく腰掛賃として多少の思召を置くものもあるも容易に之を掠め去るものもなくまた料理屋などにては向ふから何を召上つたかと聞かれて何々を喰つたと答へて拂を濟ますと云ふが如き牛店へ登つて徳利を一本、囊に隠し鶏卵の小皿を袂に胡摩化しズット品が善くて瀧子トナリを掠むると云ふが如き昔しの我が書生流に比すれば誠に殊勝なるものに候鍵の世の中と申すが如く何もかも實にいやらしきまでに嚴重の内にも個様に應揚なる所も有之されど濟んで行く處を見れば實際まだ「イタヅラ」をするものもなきに由り可申此邊は浦山しき事に存候今便は先つ此れにて擱筆仕候勿々拜具

五月十一日

久米 尊師 台侍史

巴黎に於て

岳 洋 生

### 教 誨

#### 書齋に於ける牧師

東京半田町教會牧師 原 田 助

基督教新聞に收會てう欄あり有益良好の文多し就中近時連載せられし書齋に於ける牧師てふ好文字は東京番町教會牧師原田助先生の筆に成る讀得て予を益すると多し、請ふて本欄に轉載し同好の士に頼つ、牧師の自修も教誨師たるものゝ自修も同一意を保てり讀者精讀深味せば得る所又多々ならん

教 役者と讀書

天福堂主人

予が茲に陳べんとする所を分ちて三項となす  
 (第一)何故に(Why)牧師は讀書すや乎  
 (第二)如何に(How)して讀書すや乎  
 (第三)如何なる書を讀むや乎(What)  
 ベーコン曰へることあり讀書は圓満の人物を作ると孔子も亦曰へるあり不學則殆と讀書の大切なるとは多言を要せずして明かなり然れども余が今殊更に陳べんとするは牧師(又は他の教役者)として讀書の必要なる所以にあり何となれば教會又は傳道の職に従事する者は社會の一個人としての理由の外に特別の理由と必要あればなり  
 佛國說教學の大家ウイチー曰く人の心は土地の如し其豐饒を保持せんとせば様々なる修練(原語耕作と同字)を加へざるべからずと讀書は即ち心の修練な

り讀書の滋養なくして新鮮なる思想の滾々として湧出でんことを望むは非凡の人ならば兎に角、普通のとどしては決して爲し得べきことにあらず。予が所謂讀書は只だ書籍を通讀するを云ふにあらす書を讀んで智識を得、候つ我心能を開發するを指して云ふなり何必讀書然後爲學(格字)字を讀むと書を讀むと豈に同一事ならんや

牧師の最も恐るべきは心能の修練を怠るにあるなり三五年間學憲に在り致々として學を修め神學を究め教會史を學び聖書を講じ其他大に蓄積する所ありて世に出づ當時謂へらく一二年間は説教演舌の材料に窮するとなかるべしと奈何せん實際は豫想と甚だ異なるものあるを、最初二三ヶ月は可なりに毎週新き思想も出べしと雖ども漸く貯蓄残り少く感せらるゝに至り三四ヶ月の後には稍や窮迫し半年の後には最早や其題目に窮し毎週の説教をなすに重荷の如く感せられ土曜日の夜に至つて思想を求むるも尙は得ると能はず甚しきは日曜日の朝となりては尙ほ心苦の中に七轉八倒するに至る(願カキガ控檢テ語リ)夫れ斯くの如くなるの原因固より讀書をなさないが故のみにはあらざるべしと雖も一の最も大なる原因は讀書を怠

運動を爲し過して身體を害する人もあれども多くは運動を怠りて病氣にかゝるが如し通常の場合にはは運動の過ぎんとを恐るゝの心配は無用なり、又た學問が出来ても説教が下手なる人もあれども是は勉強の罪にはあらず他の資格の無さに依るなり

説教者は豫言者ならざるべからず衆に先ちて思想界の變動に着眼し能く之を指導せざるべからず又少くとも神學及び聖書の智識に關しては教會會員の最多數に勝るものなかるべからず(中畧)予は曰ふ勉強(讀書)は教役者たるもの徳義上の義務なりと

或は問ふ者あり成功ある牧師は往々無學者なるにあらずやと然れども予は容易に此語に首肯すると能はざる也世人の見て以て無學なりと思へる人にして決して然らざるもの少からず其一例を學べれば彼の有名なる大説教者にして大牧師たりし故スボルジョンの如きは讀書家として世に知られたる人にあらず然るに氏の逝去後氏に關して記されたる所によれば殆ど吾等の意外に出づるものあり英國美以派の名士ヒュー、ペライヌ、ヒウス氏はスボルジョンと親交ありし人なるがうの云ふ所によれば「スボルジョン文庫は牧師の文庫中予が見たる最も大なるものにして

るとより生ずるや疑なし蘇國の人ストーコル氏曰ふ牧師が失敗の四分の三は説教の用意に充分の力を注がざるにありと、(アンドリマオリス)説教の用意に最も大切なるは常に務めて新珍の思想を得るにあり即ち牧師に取りて何ものよりも緊要なるは絶えず一の「インスパイリング、ソート」を抱き居ると是れなり吾等豈に大なる智識、高き人物聖き神氣に接し「インスピレーション」を得るとを務めずして可ならんや

マーチン、ルーテル教役者たるもの資格を列擧して曰く(一)平易に且つ順序に従つて教ゆるの能なるべからず(二)健全なる腦髓を要す(三)辯舌の能を要す(四)眞聲を要す(五)記憶を要す(六)止まるべき處を知るを要す(注意スベシ多クノ説教ノ欠) (七)其云ふ所を自ら能く解し必ず確實なるを要す(八)自ら述ぶる所の眞理の爲めに身靈、財産、名譽をも獻ぐるの決心を要す(九)學問に勉強するを要す(十)何人の批評難詰にも堪へんとを要す以上の中第九の箇條は勿論なるが其他の箇條も皆多少勉強に關係するもの多きを見るべし固より世の中には學問に身を入れて教會のとを怠る人もあれども是は例外なるのみ譬へば

其書籍の多きと共に其類も亦多し其書籍中近世科學上の名著甚だ多く之を繕いて縁に記號あるを見れば熟讀したるものなるを知るべし又た詩、美術等の書籍も少からず……氏は羅甸語に達し又希臘、希伯來、佛蘭西語に通したり

とスボルジョンの博學なりしこと推して知るべきなり固より氏は神學者にあらず、又た文人にはあらずりしと雖も萬般の學問中にある眞理と事實を應用し之を以て心靈上信仰上の眞理を解説したる也

米國の有名なる傳道者ムーデー氏は無學の人なりとは人の往々云ふ所なり夫れ或は然らん然れども氏が聖書に達し居るとは驚くべきなり引用自在掌中のものを探るが如きもの平生聖書を勉強すること厚きにあらざれば豈に能くすべきことならんや假令ムーデー氏にして他の學問に達せずとすも其成功は無學なるが故にあらず其無學をも補ふに足る程の器量を有するに依るものと云はざるべからず况んや氏は傳道を事とする人にして一ヶ所に永住して教會従事するのみにあらずるをや

予が以上述べたる所は教役者は學者とならざるべからずと云ふにあらず説教者は説教者たり牧師は牧師

たり、傳道師は傳道師たり、凡ての學問、技藝は之を以て其使命を全ふするの方便に供すべきのみ、學問は方法にして目的にあらず、即ち吾等は凡ての學問、技藝を大目的の爲に使用するの覺悟なくんばあるべからず、是れ予が喋々を要せずして明かならん (未完)

●教誨新案

説法 生

頃日説を爲す者あり曰く監獄教誨の一新案として衛生に關する事項を講話するを以て感化改良の方便とすべしと、言甚だ奇なるが如しと雖も余輩一應至極妙案なるべしと思惟せり、抑も教誨とし云へば文字上言ひ顯はすが如く其方法種類多しと雖も要する所天地の公道を説得せしめ又は因果應報の理を敷衍し既往の惡行を悔ひ改めしめ將來の善行を鼓舞作興せしむるの方法手段に過ぎざること吾人の共に認むる所にして何人も疑を容れざる所なり、然れども從來の經驗に徴するに再犯以上の罪族の社會に續出する所以のものは他に直接之れに因たるべきものあるに相違なしと云ふと雖も最前入監時に當つて未だ彼徒輩の犯罪分子を化して清淨無垢たる善良人に教誨し了するの奏効顯著ならざりしものと云ふも世の教

にしあれば今日現に行はれつゝあるが如き普通の教誨は是等の者に對しては殆んど全く効驗なしと云ふも決して誣言にあらずるが如し、是れ分類教誨の依て起る所にして又個人教誨の必要なる所以なるべしと信す、去れば其教誨の方法にして普通の道義を説き及び宗教上より現世未來の理を説くか如きは直接被教誨者をして感化改良せしむること寔に薄弱にして教誨の眞意を得たる最良方便なりと云ふ能はざるなり、故に予輩は茲に教誨の一新案として普通人體の結構、生理及び衛生に關する一般の心得より施いて病理病原等を敷衍し簡明平易に解説し彼れ被教誨者をして之を了得せしむるを以て個人教誨の手段に利用せられんことを望む、假令は犯罪に犯罪を重ねる屢次入監し來る者に對しては個人的行刑の理を説き屢々監獄に入るの身體を傷害し果ては健康を害し遂には監獄の鬼となり終るの自己に不利なる道理を生理及び衛生の上より説くか如き又一步を進め犯則を屢々するものに對しては減食處罰は身體營養上の不給より施いて疾病を將來し屏禁及び閤室科罰を受け終日天日を見ることなく寂寞暗黒なる別房に起坐するか如きは健全を害し病根を惹起する所以の原因と

誨師たるもの、全く其責任を辭する能はざるべしと信す、去れば即予輩今日教誨師の責任を論ずるものにあらずと雖も其効驗の割合に顯著なるものあらざるは轉々浩嘆に堪へざる所なり、現時犯罪の種屬は果して如何なる社會に最も其多きを占むるやと云ふに疑ひもなく無教育者の其十の七八を占むることは既に統計上示す所にして強竊盜放火毆打姦淫等之に屬す然れども又犯罪種屬に在つては普通の教育あり社會の公義をも之を辨識するものにして制心の堅固ならざるより犯罪に陥るもの又甚しとせず即ち詐欺取財、冒認公私文書偽造變造等の如きものは是れなり、其甲に屬するものには在つては無教育に原因するものなれば宗教及び道義上の教誨、必要は必要に相違なしと云ふと雖も既に成年以上に達したるものには在つては性質既に頑冥に固着し終れるものなれば一席の説話一場の法談位にては到底此迷誤心をして轉迷悔悟せしめ善良人に豹變せしめんこと至難なるのみならず甚だしきは心中窺かに教誨師の言語風采に就き之を冷評し却て益々横道に陥るものなきにあらずるが如し、而して又乙種に屬する者に至つては既に充分の理解力あり社會處世の辛酸をも嘗み來りし者

なる等巧みに生理百般の理を理解せしむることを以て教誨の一方便とせば希くは彼れ破廉耻漢の濟輩をして自改自悛せしむるに遑からんか世の教誨師諸君以て如何と爲す願くは教へを垂れられんことを望む

問答

●解答

在某 六 六 生

監獄學雜誌第六卷第四號問答欄内に於て質義一問と題し刑事被告人無罪の言渡を受る乎或は豫審終結決定の未免訴の言渡を受たるも未だ檢事の指揮なき上は監獄署は之を釋放するを得ざるに付檢事に向て一應意見を報せしむるの注意を要するや其第二項に若し現に免訴放免の出願本人に送達せしむるを以て當然檢事の指揮を待たずして出監せしめたるときは理事者は刑法及行政上の制裁を受くるや否の質義あり生は法律の涉獵に普ねからず故に左稿にして果して正を得るや否、刑事訴訟法第六十五條に豫審判事は左の場合に於ては免訴の言渡を爲し且被告人拘留を受けたるときは放免の言渡を爲すべしとせり然るに放

免を言渡されたとなき者と故らになすの事由を認むると甚だ困難にして只質義文の儘に解するに於ては本質義は訴訟の規程に背きたるの疑問と思惟するの外なしと雖も放免の二字脱漏せしならんとして答を呈せしも又其言渡後幾日敷を経過せしより此疑問の生せし乎を認むるに苦しむ其言渡を限界として純乎たる良民云々の語意より推考せば言渡即時より限界を畫し疑義の域内に誘入せしもの乎果して然らば刑事訴訟法第七十二條に檢事は重罪公判に付する決定又は免訴若しくは管轄違の決定に對し抗告を爲すとを得とあり之に由て之を見れば檢事は免訴の言渡に對しては期間に於て抗告を爲すの權利あり又抗告ありたるときは之を決定せる迄の時間あるへし是等の關係如何にも拘らず裁判所に注意を促す如きは智者の爲す間敷ものと思考す又第二項は上文に由て是非を了知するを得へし但し出監せしめたる場合は無論過誤より生したるものに付行政上の制裁を受けざるへからざるものなるも刑法上の制裁を受けざるのに非ずと思惟せらる尙誤あらば教示を答む勿れ

● 質問

杞 憂 生

看守巡查は互に轉任するを得へきや否やの問題は既に昨年十月の本誌に現れ爾來七箇月に渉るも未だ其答案を見ず勿論之れよりも尙久しき以前の問題にして答案を見ざるものありと雖も就中此問題は輕々に看過すへきものにあらざると認むるを以て茲に專見を述べ以て杞憂生に答へ併せて江湖諸君に告ぐ或人曰く明治二十四年八月警保局長の通牒には看守たる者は容易に巡查に轉任せしめざる様致度云々とあるを以て絶對的に轉任を許さざるにあらざり或る場合に於ては轉任せしむるを得べしと實に然り然りと雖も今日に在ては看守巡查は互に轉任せしむると能はざるなり何となれば巡查に在ては明治二十四年九月内務省訓令第二十一號を以て巡查採用規則を定められ其第一條に巡查は必試驗の上採用すべきものとす但云々とあり而して其無試驗にて採用するものの中には看守の明文なし又本年五月同條の改正ありしも無試驗にて採用する例外の項中には矢張り看守の明文なしされば巡查採用規則頒布以後は看守より巡查に轉任せしむると能はざるは明々白々たり然らば巡查より看守に轉任は如何と云ふに是れも亦明治二十六年十二月内務省訓令第二十六號を以て看

監房の窓障子等に硝子を用ゆる所あるも是れは危険の虞なしとせず然りと雖も西の内紙等にて之を張るときは監内を透見すると能はず檢束上不便なりとすされば他に善き工夫はなきものかと考ふるに現今硝子紙なるものありと雖も其紙質薄弱にして迎も窓等に用ゆるに適せず就ては近來理化學の作用に由り驚くへき發明ある世の中なれば透明質の紙を製すると或は出來るならん若し之を發明するを得ば監獄の爲め實に利便のとなるを以て汎く質問し併せて右發明に盡力あらんとを希望す

● 同上

研 究 生

刑の言渡を受けたる者上訴期間内に獄則を犯したるときは其裁判言渡確定の後該所爲に對し獄則違犯として處罰するを得へきや否や蓋し上訴期間の性質は停止の未必條件に外ならず故に裁判確定るときは判決の日に溯りて其効を有するものなるを以て此疑問を生したり博識の先生請ふ教ゆる所あれ

● 看守巡查轉任問題の答

紀 律 生

看守採用規則を定められ其第一條に看守は必ず試験の上採用す但看守精勤證書を有する者並に曾て看守長たりし者にして看守を志願する者は此限にあらざると規定し他に例外を認めざるを以て巡查よりも亦看守に轉任せしむへきものにあらざるとは火を踏るよりも明かなり

斯く論ずるときは曾て太政官より達せられたる巡查看守給助例中にも巡查より看守に看守より巡查に轉するも云々との明文あり然らば暗々裡に轉任を許したるものにあらざりやと云ふ者なしとせざるも是れは一昔し前則ち明治十五年七月の達にして未だ巡查看守採用規則の定めなき時のものなれば縱令右等の明文あるも今日之を援用すると能はず况んや給助例にて轉任を許したるにあらざりやと云々とあるに於てをや  
依是觀之現行の規則上に於ては看守巡查は互に轉任せしむるを得ざるものと斷言す

● 質問

在京都 跳蛙童子

○看病囚投藥を誤て他病又は死に到らしめたる時は何人に如何なる責罰ありや

○重罪刑事被告入闕席したるときと雖も裁判所は辯護士を援任せざる可からざるか  
 ○二三の囚徒看守の所置に對し空手以て抵抗す看守之を鎮靜せんが爲め腰間の秋水を閃かす際一囚徒の面部に觸れ一目を瞎したり右刑法上の制裁如何

●疑問

和山生

一監獄則第廿五條にある領置の貨物とは現に行刑中得たる給與工錢と其性質同じきものなるや否取て高敷を乞ふ

右に付左の二説あり

甲は曰素より本人の所有に歸したる工錢は監署領置の貨物に相違なかるべし故に費消の點も典獄に於て正當の費用と認めたる上は父母妻子に贈與するは勿論其他費用に一時に拾數圓を支出するも亦た數度にするも差支あるとなし假令茲に五圓の取得工錢ありて父母妻子の扶助として貳圓五十錢を送付し其翌月は亦た貳圓五十錢の半額を送り其次は其央を贈與し遂に満期放免迄には悉皆費消して出監せしむる如き監獄あるを見るも蓋し給與工錢の趣意には少しく背くに似たれども相當の手續

於て本人脱監逃走したるときは逃走罪成立するや否やと云ふ問題を掲げ自ら逃走罪成立せず無罪なりと確言せり居士些少の疑もなく無罪なりと確言せられながら質義として提出せられしは何等の御見込なるや既に質義として提出せられしには可否の判定に苦み疑點の存するなるべし依て不肖信する處を陳べ居士の參考に供せんとす  
 抑も特赦の裁可せられたるときは其裁可狀の裁判所若くは監獄署に達し之れを本人に通達し始めて之れが執行をなし其効果を生ずるものなり若一特赦の裁可せらるゝも其裁可狀の監署に達せず従つて本人に達せられざる間は依然刑の執行をなしつゝあれば特赦の旨達せらるゝ迄は純粹の囚人なり此囚人脱監逃走して逃走罪成立せずとは抑も何の謂なるや一向解する能はざるなり  
 居士は例を掲げ甲乙の夫婦の丙子を殺し各徒刑に處せられ甲夫は北海道集治監に乙婦は東京にあり然して何れも全時に特赦の裁可あり乙婦は當日通達放免せられたるに甲夫は三日目(即特赦の旨通達せられざる前)脱監逃走せり之れ乙婦は衣食住自由自在なり然るに甲夫は逃走罪成立すと云は、前後撞着す云

をして正當の費用なるときは之れを如何ともするとなかるべしと乙は曰く抑も工錢の趣旨たる彼れ多くは無資無産の徒所謂貧困の末の犯罪なれば之れか放免后一方の自營の資本に充てしめんとするの目的物なれば甲説の如く漸次半額つゝを消盡せしむるものにあらす將た素より監獄は諸種の工業場にあらず又た囚徒は工夫にもあらされは可成貯蓄心を涵養せざるべからず故に如斯消盡するも典獄は少しも顧慮せずと云ふことあるべからず

●質議問題

飯田 琶江

今逃走を企てたる囚人あり他囚其情を知り官に密告したるを憤り役業中看守の隙を覗ひ兇器を以て毆打創傷疾病休業に至らしめ其後加害囚は毆打罪に依り重禁錮の刑に處せられたり爲めに被害囚は疾病休業中の日數給與工錢額に對し損害賠償の訴をなし得候や否

●第六卷五號孤立居士の質義

に答ふ

長野 溪洲

居士は特赦の裁可せられて本人に達せられざる間に

々と陳べられたり抑も如斯場合に逃走罪成立せずとせば如何なる者を以て遇する乎特赦裁可日時以後は假令未だ本人に通達せざるも囚人にあらすとせん乎獄則を犯すも逃走するも勝手なり殊に其日時以後は監獄に置く能はざるものなるべしと云ふに至らん此場合に於て逃走するも典獄は逃走罪を以て告發を要せざるか決して然らざるべし後日に至り特赦になりたること知得するも逃走の當時未完のものなれば逃走せば直ちに告發すべきものなり居士引例の如き甲夫脱監逃走するや直ちに典獄は檢事に告發し檢事も直ちに起訴し數日を出でずして欠席の儘重禁錮若干の判決ありたりとせんか即ち逃走罪成立し判決を了せしものなり然るに判決後二三日を経て特赦の裁可狀到達したる場合は如何脱監逃走前既に特赦になりたるもの、故を以て逃走罪成立せずとて其裁判を無効に消滅するを得るか予は其然らざるを信す斯る場合に適當なる法律規則を見ず又事理に訴ふるも其然らざるを認む斯く論すればとて敕言を輕視するものにあらす只本人に對し其効果を生ずるは即ち通告の時よりするものなりと論定するに憚らざるなり予輩斯る事理を明晰に論斷する學識なし只思ふ所を陳べ

て居士の参考に供し併せて大方諸君の高見を叩かんと欲す

### ●全號岡山蛙池生の質義に答ふ

長野 溪洲

問題の要主は衣服費計算は如何なる方法によるを適當とするやと云ふにあり衣服費の計算に付ては一定の規定若くは標準なきを以て各府縣區々に渉るなるべしと信ず或は保存期限を定め新調代價を其日數に除し尙其間の洗濯修繕費を精算し百分若くは一ヶ月分を算出したるもの即ち着用の季節に應じ算定するあるべし又豫算決議額を其年度の豫算人員に割當し算定するもあるべし又或は前年度の決算額を翌年度の豫算人員に割當し算出するもあるべし今各算定法を考究するに第一新調代及洗濯修繕費を保存期限の季節日數に算當するは殆んど難かるべし如何となれば年々新調補欠せば後年に至り其何年度新調なるや判別し難き場合あるべし又汚損の程度により修繕を要するあり要せざるあり又季節の中繼續して着用するあり間斷あり到底確實に使用し其費用を算當する能はざるべし第二豫算決議額を其年度(例せば廿八

影響なし故に出監の指揮ある迄は言渡を受けざる以前の被告人と同一の知遇をなすものなり假令無罪冤訴の言渡あるも検事に於て故障若くは上訴をなすときは引續き拘禁するを以て無罪又は免訴の言渡を受けたる日より出監指揮書監獄に到達する間の日時は前陳の主旨により通常被告人として處遇すべきものなり然して如斯場合に監獄は検事に向つて意見を報せしむるの注意は法律上必要とせず從て之れか催告を命せず只取扱上の便宜の爲め爲念問合するは格別なり

第二項免訴放免の書類本人に送達せしを以て検事の指揮を待たず出監せしめたるるとき理事者は刑法上何等の制裁を受くるなし只検事の指揮なきに早卒出監せしめたるは必竟不注意なりと監督官に於て認めたるるとき官吏服務規律により制裁を加へらるゝは格別なり

### ●南筑邊偶生氏の刑期起算の再質義に答ふ

溪洲

此は上告をなし次で取消願をなしたる場合に取消願受理の日は刑期を起算するの至當なるとは認められ

年度豫算額を廿八年度豫算人員)に割算々定せば一目標便なるが如しと雖ども其豫算額を新調若くは補修費に完消するや將た又餘剰を生せしむるや難計萬一餘剰を生せしめば徒に算定の過當に失する憂あり第三前年度決議額を以て翌年度豫算人員に割當せば其算法簡便にして最も確實に近し尤も前年度に比し豫算人員の増減及豫算に屬し實費の多少増減はあるべしと雖ども兎に角決算額は一ヶ年の實費なり茲の實費を以て翌年度豫算人員に算定せば先づ以て正鵠に近し本問の如きは集治監の如き出入僅少なる所にあつては兎に角地方監獄の如き出入頗繁なるにあつては到底詳密確實の計算は殆んどなし難し依て第三方法により算定せば便利且確實に近きものと思料す

### ●監獄雜誌六卷四號の質義に答

長野 溪洲

第一項被告人無罪又は免訴の言渡を受けたるも検事の出監方指揮なきときは本人を何等の名義を以て拘禁處遇すべきや又検事に向て注意を要するや如何と云ふにあり被告人に關し無罪又は免訴の言渡をなすも并は被告人に關する宣言にして監獄に關し何等のなから猶受理の日不明なるときは取消願書の日より起算すると云ふに至つては首肯する能はざるなり方今何れの官衙と雖も文書の發送收受の規定格然と定まり殊に裁判所の如き人權に關する貴重書類を取扱ふ官衙にして上告取消願書受理の日不明の如きとは萬々是れなかるべし如斯事は杞憂に過ぎざるべし或る検事は受理の日不明なるときは開届の日より起算すべしと回答せられしと雖も茲は信を措く能はず萬一假りに如斯場合ありたるときは霞堂主人の云はるゝ如く其受理せしと認定したる日より起算するの至當なるを認む

### 雜錄

#### ●監獄當局者の二大覺悟

陽雲變難の好時季は今や將に經過し去て杜鵑血に叫ひ新緑蔭濃かならんす而して外征の軍旅今や盛に凱歌を擧げ歸隊し及び歸郷を許さるゝの時に當り同時に征夫も又各其郷貫に歸り父母妻子と其無事なるを祝するあらんとす、今回の盛事實に我國家社會の爲

め鎖少の瑕瑾たも留めず其終りを完ふしたるは余輩盛世の民に在つては實に千載一遇の美事にして喜ぶべきの限なりと云ふと雖も目下及び今後に於て監獄當局者の一層警戒を加へ注意を要するものあり曰く犯罪増加の防備及び監獄衛生の事は是れなり、統計の示す所に依れば昨征清の皇軍起りし以來犯罪者の數は著しく減少の現象あり（下級民衆の軍役夫に従事し渡清せし者多きに依る）現に今日に至る迄我監獄社會は無聊閑散と云ふ能はざる迄も大に罪族の増加を見るなかりしは掩ふべからざるの事實にして殆んど何人も疑を容れざる所なり、然れども今日既に軍旅舊に復し征夫郷に歸るの時季に當り時恰も傳染病流行の兆候各地に顯はるゝの報を耳にするは余輩の痛心苦慮する所にして刻下我監獄事業に従事するもの、須らく用心注意すべき時なりとす、去れば其筋に在つても既に茲に着眼せられ檢疫衛生の方法を最重に施行せられつゝありと雖も就中監獄の如き中等以下社會罪族の醫集する所にして彼の征夫の如き今後犯罪増加の素因となるものなれば此際傳染病等の一朝侵入するあらんか暴虎馮河の趨勢を以て其餘毒を逞ふするも圖り知るべからざるものあり豈に戒め

且恐れざるべけんや、今にして監獄當局者の此恐るべく戒むべき二個（犯者の増加、傳染病の侵入）の防備にして忽諾に附するならんか他日曠臍の悔なき能はざらんとす、然り而して犯罪豫防の策は獨り監獄當局者の能くし能ふ所にあらずと雖も警察及裁判等と脈絡相通し之を未萌に防くは勿論其既に罪族に陥りしものに在つては尙更刑罰を勵行し再犯を防遏するの方針を以てし一面監獄衛生の事に就ては監獄醫たるもの須らく潛心注意し監内の衛生を保全するは勿論其新入者に對しては之を精診檢疫し新入監者は少くも三日間位は別監に隔離し豫防消毒を行ひたる上にあらずれば多因と混同雜居せしめざらんこと最も肝要なるべし聊か婆心を陳へ當局者の反省を請ふ

●給與工錢上の差押權に就て

浪々生

刑法及び監獄則の規定に依り各役囚に給與せらるべき給與工錢の性質如何に就ては世既に之を論ずるもの甚しとせず學說亦粗一定せるものなるか如し、而して學者の唱ふる所に依れば元來給與工錢なるも

のは權利的權能に屬するものにあらず他日出獄後自活の資に供せしめんか爲め恩惠上給與せらるべきものなれば從て其性質權能に出づるにあらざるは勿論其所有權の如き當初より當該囚に屬するものにあらす他日放免の日に當り本人に下付する日迄は當然監署の保管に屬するものなり云々と去れば其結果該給與工錢使用の途に就ても監獄則第二十五條を以て之れか制限を立て猥りに浪費せしめざらんことを期せり、是れ即ち給與工錢の性質に悖るものあればなり、如斯本人か之を使用する上に於て制限を付するにも拘はらず他の債權の爲め法律上の權力を以て強制差押し及び負債の辨償に充つることを得るや否やの疑點に至つてはまた確乎たる一定の法規なきのみならず各地方に依り各其取扱振を異にせるものあるが如し、明治十八年中空集治監より囚人給與工錢差押の義に付其筋へ伺出たるとあり而して其事實は罰金及び刑事の裁判費用を完納する能はざるものに對しては豫て監獄に保管しある給與工錢を差押へ當然徴収し之を完納せしむることを得るやと云ふにありし、然るに其筋の指令は右等の費用の爲め給與工錢を以て納めしむべきものにあらずとせられたりと、

當時余輩は此指令を以て大に正鵠を得たるものとし能く給與工錢本來の性質を失はざるものとして切かに之を頌賛したりき、加之ならず其後明治廿四五年頃に至り三池集治監より民事訴訟法の實施に依り囚人の給與工錢は負債者即ち囚人の所有財産として債主より之を差押ふることを得るやとの儀に付内務大臣に向て伺出てられたることあり然るに内務省に於ては當時司法大臣と協議の上前全條他の債權の爲め差押ふべからざるものと指令せられたり而して其理由を聞くに給與工錢は民事訴訟法第六百十八條第六に所謂職工勞役者又は傭人か其勞力又は役務の爲めに受くる報酬とある勞役者の報勞金と看做し差押ふべからざる性質のものど解釋せられたるにありたるやに傳承せしことあり、要するに前陳の如く給與工錢は前後二回の指令を以て其性質權利的權能に屬するものにあらず恩惠給與の性質を帯ぶるものなることを表白せられたるものと云ふも予輩は其過言にあらざるを信ず、然るに昨今に至り大に前例を翻したるか如き其筋の指令あり典獄又能く之を拒否する能はず結局給與工錢の性質に悖るか如き異例の實際に行はれつゝあるは掩ふべからざるの事實にして予輩

又其意のある所を解する能はざるものあり昨年頃の事なりと聞く廣島縣に於て地方稅滯納者にして在監中の者に對し徵稅官署より徵稅令書を發し該囚の給與工錢を以て支辨し完納せしめられんことを照會し來りたるより監獄は前顯二回の經伺の例もあり又性質上當然差押へしむべきものにあらざるより之に應ずる能はざる旨回答に及びしに収稅長は容易に之に同意せず強て之を差押へんことを勉め結局主管大藏大臣へ伺出てたりしに大藏大臣は國稅滯納處分法中強制の差押ふべからすと云ふ指定財産の内は在監中の給與工錢と云ふ項目之れなければ之を差押へ差支なきものとの指令ありたりとのことにて之を差押へしむることとなりたることあり其他島根縣に於ても之と同一の事實あり此旨意を以て前同様差押へしめられたるやに聞けり、果して昨今其筋の給與工錢に對する解釋にして斯の如くなりとせんか余輩監獄の爲め惜み且つ大藏大臣の這回の指令は嚮きに内務大臣の然かも二回迄發せられたる指令を取消されたるものと認めざるべからざるか内務大臣は差押ふべからざるものとし大藏大臣は差押へ差支なしとの指令を發せられ双方とも今日尙現存し遵由の効力あるも

のとせば實に前後矛盾の甚しきものと認めざるべからずと信す  
右の如く前後異例の取扱を受くるは要するに法律上また給與工錢の性質明瞭ならざるの致す所なりと云ふと雖も甲乙の間幸不幸なき能はざるのみならず監獄當局者たるもの常に感ひなき能はざるなり、余輩監獄者流を以て之を視れば給與工錢は徹底徹底恩惠給與とし監獄規則規定以外の費途に使用せしめられざらんこと希望の至に堪へざるなり  
以上は唯給與工錢上の差押權に就き從來の取扱振を陳へたるものに過ぎすと雖も以下に於て聊か予輩の現行法例より給與工錢に對する解釋を述へんに元來給與工錢たるものは學者か喋々するか如く性質國家か刑余者をして自活の途に就かしめんとの捷徑より囚人が勞役に依て得たる工錢の幾部を恩惠賜與するものなれば其費途の如きも飽迄其目的を達する方法に使用せしめざるべからざるは勿論にして其自から使用するの途を制限せらるゝか如きは寔に當然にして何等非難すべき點なきのみならず一層進んで此主義目的を擴げて如何なる債權如何なる公義務と雖も給與工錢に於て追徴する能ざるものと改正の規定あ

らんことこう肝要なりとす、然るに現行の法令に依て之を見れば給與工錢は單に其使用を制限せられたるに過ぎざる單純の所有財産に過ぎざる様解釋せられ従て公義務其他或る特權を有する性質の債權の爲めに差押行使せらるゝか如き場合あるは現行法規上止むを得ざるることなるべしと信せり故に其給與の性質は兎もあれ前後矛盾の取扱を受くるは亦た止むを得ざる次第ならんか聊か疑惑を云々し識者の教を請ふこと爾かり

合に據り遅延するとはありとするも先づ呼出の際出廷を要する時刻を定め置くに於ては空しく被告人を待たしむるに及はず従て逃走其他不檢束のとも少き道理なれば各地方の監獄に於ては裁判所に協議し時刻を定めて呼出す様に取極められては如何

●刑事被告人の呼出に就て

裁判所より刑事被告人を呼出すときは其姓名を呼出帳に記し前日若くは當日之を監獄に送致し出廷せしむるものゝ如し然れども其呼出帳には時刻を記すと種なるを以て監獄に於ては前日呼出帳の送達ありしものは當日昇廳時限に又當日の呼出しは即時被告人を出廷せしむる由なれども裁判所に於ては八時に出廷せしむるも大概十時前後にあらざれば呼込なく又當日呼出しの者に對しても數時間を経て取調を爲すと往々之ある趣傳聞せり勿論裁判所に於ては他に取調を要する事件も多く之あるべくにつき取調上の都

●豫審廷の取締に就て

豫審判事か刑事被告人を取調の際には常に豫審廷に看守を入るゝ裁判所あり又決して看守を入れず廷丁をして取締を爲さしむる裁判所ある由右は何れか至當なるやと云ふ者あれども豫審は其性質秘密に屬するを以て看守を要せずして差支なき場合には固より看守を豫審廷に入るゝに及はずと雖も其取締を要する場合に在ては廷丁を使用するよりも寧ろ看守を入るゝか至當のとなるへし但別段の成規なきを以て被告事件の如何に由り豫審判事は適宜の措置を爲すも妨げなきにより取除けの場合には格別なりとす

●看守採用試験に就て

看守採用の手續は從來各地方區々に涉りしか昨年十二月内務省訓令第廿六號を以て看守採用規則を定め

られ看守は必ず試験の上採用するとなりたるを以て(但二箇の例外あり)該規則に抵触せざる志願者に對して體格の検査及技術の試験を経たる上にあらざれば採用するに能はず而して其試験は看守長並に監獄書記二名以上立會の上警守課長之を施行するに定められたり

此の如く試験官及立會の人員を定められたる所以は試験を正當に行はしめ情弊を生せしめざらんことを欲するに外ならず果して然らば該試験の立會人は看守長並に監獄書記二名以上とあるを以て此立會人の數を減すると能はず若し立會人の數を欠き試験を行ひたるときは縦令請托を受けたる等の情弊なしとするも規則に背きたる試験なるを以て蓋し其効なかるへし余は茲に一言して以て誤りなきを期す

●德川幕府裁判所の構成  
及ひ權限 (審問の續き(承前))

其方勤役中先年大災の砌り主家勝手向不如意に付拜借金相願許可これなき故一ヶ年參勤赦免を願ひ其費用を減して其士民を救助すと申立置ながら士民救助は勿論家中の者役金并馬飼料迄も渡さず其上先代よ

種々あり皆美作をして極悪奸佞至らざるなしと書たつるといへども想像疑惑の説多く証據となしかたく評定所審問中も美作逐一辨解して罪に伏せず同人は内に奸計を企といへども其牒度着實にして而かも緩漫に流れず規模壯大にして而かも粗豪に失せず諄々先主家の利害事情を説き能辨理非を説くこと衆に優り人を感服せしむる技倆あり裁判官をして其原被兩者罪科の判斷に心を勞さしめしと云ふ

此審問の末所決上裁を仰ぐに至り其處分の評議を御三家甲府宰相及び溜詰諸老臣に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>しに終に先例に基き斯の如き疑獄は御直裁判の上にて御檢斷可然と評議相決し彌々御直裁判と被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>其手續順序掛り奉行大小目付へ被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>たり

依<sub>レ</sub>之前文に示したる先例に基き其式法を定め御目付を以て左の次第書布違あり

御直裁判手續

一御預の者召連罷出候節、外下馬にておろし町奉行御目付并御徒目付出向ひ町興力、同心請取御預りの面々家來の者此所にて残るべきこと  
一御預りの面々跡より引添罷出へく事、百人組御番所まで罷出、夫より先一御殿へ召連罷出へき事

り貯ある城附金まで遣捨て用途切迫せし所以は無益の奢侈に金銀を遣捨る故に斯の如しと云ふ如何  
美作答て曰く主家の身上不如意に成り原因は越前より引移以來一般減祿と相成候得共表向の格式は一品も相止候事耻辱に付仕難く依て身上持方不始末にて連々困窮仕これを救助する爲めに假渡し其外にて主家勝手向は次第に痛みに相成大勢の家中天災凶年のために斯くなりゆきしことは年々の計算書を以て明瞭なり私、三年以前迄は其く、りを承り候得共其以來は之を知らず會計の事一己の取計にあらざ役々連判をとり置候事にて邪意を以て私曲を取計ひしこと曾て覺なし  
其方儀元日年禮の砌り譜代の諸士に先立其方家來共を主人の目見いたさせ候事、諸士を蔑視して我儘なる振舞なること

美作答て曰く先年悴大六、一門の列に入し後初の年禮故家老の者目見を許されし時輕き士分に先立目見せしことありしも一門の家老に其例あり是以て私差圖したることにこれなく只妬心より起る説なり  
右の外美作の所業、風聞書、巷説、内訴、捨父其他

一御玄關より大目付町奉行、御目付并御徒目付差添御書院御番所外板椽に差置くべき事  
一寺社奉行出向落椽通り右の役人差添罷出へく御目通少し手前にて御徒目付此所に残るべし御穿鑿の者寺社奉行大目付町奉行御目付左右に附添出御以前より大廣間板椽迄御預け者とも召連れ用意いたし置申へき事  
當番御目付を以て御達し

一松平越後守家來永見大藏、小栗美作、萩田主馬殿中に於て御詮議遂げられ候依て御家門方辰の刻御登城成され候間右三人の者親類は申にねよはす遠好の者と雖も二十一日遠慮いたされべき事  
一大廣間、出御以前より尾張殿、紀伊殿、水戸殿、甲府殿、下段御左り方に着座の事  
一伊井掃部頭、松平讃岐守、松平下總守、保科重四郎右の方着座外御老中始め諸役人御譜代大名残らず登城着座の次第後の如し  
御直裁判當日の顛末

松平越後守殿家來永見大藏、小栗美作、萩田主馬右三人御城あるて御前に御穿鑿遊され候由にて役人として此方より(南町奉行北條安房守組興力)永見治左

衛門、原善左衛門、増田四郎左衛門、仁杉與兵衛、辻九兵衛、稻澤彦左衛門、向方（北町奉行甲斐庄飛騨守組與力）中番關谷孫左衛門、村瀬清左衛門、都筑庄左衛門、羽田長左衛門、大中番吉田十郎兵衛、育番小原六左衛門、組孫左衛門、十郎兵衛、六左衛門御差圖にて同心壹組より拾五人宛双方三十人明け六半時大手腰掛前まで參着兩御頭、御出御差圖有之右三人を御預けの家來より請取、百人番所まで召連罷越御本丸より御左右これあり、右の者ども御支關まで召つれ罷越御詮議畢て右三人請取大手腰掛迄召連罷出御預の家來へ相渡し罷歸候

編者曰く此三人御預けの大名警衛の人数にて召連來り大手前下馬所にて御目付へ相渡したるものなり、殿中の指揮は大小目付掛り寺社奉行、町奉行と、預り大名自身の取扱なり則永見大藏は松平元千代、萩田主馬は松平出羽守、小栗美作は松平越前守なり御前裁判の体左の如し

大廣間中段に御座を設け、下段に三家并に甲府宰相綱豊卿着座せらる堀田筑前守正俊は申次のこと承はる、御次に稻葉美濃守正則、大久保加賀守忠相、譜代の諸大名、番頭初め諸有司伺公、西椽に奏者番并

美作に其事をどはせ給ふ、美作申けるは、こはな大藏、主馬等は嫉心よりかく何事も思ひたかへしなり其時は内々にて宴をひらかれたるをもて家長等を召出さす、愚臣父子はことさら懇遇をもて其宴にあつかりしにて同僚のどもから愚臣かあしとめたるにあらすと申、其詞もあはらざるに大藏申は、しからはなど同列の家司等さへあつからぬ程の席に、美作父子をのか家人まで召つれて、恩賜の鳥を頂戴せしめしや總てかれが巧辯をもて理非を申掠むること皆此類なれば先日より評定所にて諸有司に聞へ上待るとども皆いつはりならざるやう聞召給はるへしと申しければ、美作答ふる詞なし其時正俊もて主馬に美作か奸曲のさま申上へしとなりければ主馬答奉りしは美作己か子を主人光長の養子とせんことを結構せし仔細先日諸宰臣に聞へ上せしにたかはず、これをもて平日私慾ほしいまなる舉動を察したまふへしと申すかさねて大藏主馬に美作さほど奸曲なるさま明らかならんに、汝等君の爲を思はば、彼か奢侈を光長にうつたへ光長聞わきまへざらんには一族にはかり、どもかくも家國安泰ならむやうに鎮むべきを、かれが奸計の發見するまでなど等閑になし置

に黒木書院伺公の諸有司、目付、使番、落椽に阿部豊後守正武（板倉内膳正重道）着座し、寺社奉行、大目付、目付も伺公す、かくて召預けられしをもて松平元千代は永見大藏、松平出羽守綱近は萩田主馬、松平越前守綱昌は小栗美作を召つれて出る、やかに大藏には寺社奉行水野右衛門太夫忠春、大目付彦坂壹岐守重紹（町奉行甲斐庄飛騨守正親）目付松平孫太夫重長、藤堂主馬良直差添主馬には寺社奉行松平山城守忠勝、大目付松平右門衛佐重治、目付能勢物十郎元之、土屋市之丞正敬さしるひ美作にに寺社奉行稻葉丹後守正往、大目付内藤新五郎正方（町奉行北條安房守氏平）目付田中孫十郎友明、近藤作左工門用弘差添このどもからを落椽に北面して躡罷せしむ時に中段に出御あり御後に牧野備後守成貞并に御側、小性、小納戸伺公す其時筑前守正俊もて大藏に仰下されしは美作か奢侈の様聞へ上りしとなり、大藏答奉るは主人光長か家例にて、年々公より御鷹の鳥給はるとき家司ともまで會集して拜賜せしむることあり然るを去々年は諸有司には告す美作父子のみ頂戴せり、このこと小といへども是れにてかれか奢侈の大凡を察せられ、恩裁をたれ給へといふ、よて

けるやと御尋ありしに兩人中は美作か權威におうれたれも後難をばかりしかど其事を申ものなければ無證の事あつかひかたく時を待候しと答ふ、次に美作に汝同藩八百有餘の輩にうとまれしは、いかなる故ぞと、ありしに美作御受せしは其事某これまでは、しらすしてまかりありしなり但し大藏、主馬等兼て御宰臣に對し主人光長老年懶惰にして政事に倦しを幸ひとし大小の事一人にてはかりしよし申といへども、うは全く空言なり、某在職の間一事たりとも光長にうつたへす、私にはからいしことなし、ねかはくは大藏より妬心より起り某に種々の冤を負はしむる所を憐察賜はるべしと申す其時大藏主馬に、など汝等は平生美作に異見を加へざるぞと、御尋なりしに兩人申付美作事、主人光長のことばたに用ゐざるはどのものなれば、いかで臣等か申詞を用ゆへきならねは、みすく異見をも加へすと聞へ上たり、其時御みつから大聲を發し賜ひこれにて決案すはやまかり立ど、宣子坐中の輩震懾せざるなし諸有司速かに大藏、主馬、美作を引立て各退出たり（未完）

### ●送還の徒刑囚に就て

嘯 風 生

從來曾て北海道に發遣せられたる徒刑以上の囚人に於て其満期に近きものは放免の前年度中内地へ送還せらるべき事に其筋に於て内定せられたりとのことは予輩の豫て聞知する所にして而して第一回に於て送還せられたる囚人は悉く之を宮城集治監に収容せられたるは既に昨廿七年度末の事にして今後年々此種の囚人は其満期放免の日迄總て之を内地集治監に拘禁せらるべき等なるやに承知せり果して此説をして信なりとせば予輩は百尺竿頭一步を進め我當局者に希望すべきことあり曰く此北海道より送還せらるべき囚人は獨り之を内地の集治監にのみ収容せず原地方廳即ち當初該事件の屬したる管轄裁判所々在地方の監獄に分配収容せしめられんことは是れなり以下に於て聊か予輩の信する理由を陳べん

還回及び今後に於て北海道より内地に送還せらるべき種類の囚人は概して十有餘年の長年月間父祖以來の墳墓の地を離れ遠く異域に至り普通の生活を離れ或る格段なる強制規律の府たる圜圉の裡に呻吟せし者にしあれば前日其民社會に齒伍せし日とは處世百

得ずと雖も兎に角以上の二理由は今回徒刑囚送還の議の主要なる點なるべしとは予輩の確信して敢て疑はざる所なり、果して此理由にして大差なしとせんか獨り此送還の囚人を内地の集治監にのみ収容し空しく満期の日に至り直ちに之を放免するとせんか彼の曩さに北海道の治安を擾亂せんことを慮りたるか如く内地集治監近傍の地に治安を害することはなきか又盡く歸郷に不便はなきか是れ須らく研究せざるべからざる點なるべしと思考す、假令本年度に於て放免せらるべき囚人にして前年度末宮城集治監に送還せられたる徒刑囚の内には四國及び九州に籍する者もあるべく又親屬故舊は遠く中國地方に生活する者も數多是れあるべし然れば是等の者にして宮城集治監に於て直に放免せられんか自己の郷貫に復歸し及び親屬故舊に寄て以て將來の善後策を講せんと容易の業にあらざれば此類の者に對しては彼の北海道に於て放免せられたる者ど何ぞ擇ばん何れにせよ山海長途の旅行不便は到底之を免かるべからざるのみならず結局衣食の窮乏は再び彼等を驅つて自暴自棄に陥らしめ犯罪に墮落せしむるに至るの虞れなき能はず、又一面彼れ送還囚を管束する上より見るも刻

般の道に於て差異あるは社會の進化上素より將に然る所にして予輩の事新しく贅辭を俟たざる所なりとす、然り而して此十有餘年の間其民社會以外の天地に生息し官費に衣食せしものにしあれば其満期放免せらるるの日に當て處世の難易趨勢の如何を辨議せざるは勿論其放免せらるるの日は恰も彼の安穩無事なる内海の航路より怒濤狂瀾の大洋航海に移るものと等しくして一舉一動苟もすべからざる時期と云ふべきなり、去れば此近日に満期となり放免せらるべき儕輩の爲め當局有司は可及的の保護及び便益を與へ將來の針路を過まらしめざらんこと寔に當局者の責任なり義務なりと云ふも予輩は決して其諛言にあらざるを信ず、此頃此重罪満期に近きものを内地に送還すると云ふ議の依て生ずる其筋の内意と云ふを傳聞するに重罪兇惡なる刑餘の儕輩を北海道に於て放免せんは同道の治安を擾亂せらるるの虞れあり且つ歸郷旅費の如きも彼刑餘者の能く支辨し能ふ所にあらざれば北海道の治安を保護し併せて彼等に歸郷の便を與へ將來其民に復歸せしめんとの方略に出でたるものなり云々と、予輩門外漢に在つては其筋の方針果して何等の點にあるやは茲に之を明言するを

下の狀勢に由れば集治監に入るべき徒刑以上の囚人にして未だ集治監に移送するに至らず各地方監獄に繫束しつゝあるもの決して勢にあらざるが如し是れ畢竟多數の徒刑囚を収容すべき餘地の内地及び北海道集治監に之れなきに依りしものなりと現況既に然りとせんか這般及び今後に於て内地に送還すべき満期に近きものは各其原地方監獄に送還し是れが代補として將來發遣せらるべき徒刑以上の重罪囚人を押送せしめられんこと啻に條理の然らしむる所なるのみならず前に縷述したるが如き諸種の弊害不便は盡く之を蟬脱し得て洵に一舉萬全の策なるべしと予輩は確く信して疑はざる所なり敢て當局有司の反省を請ふこと斯の如し

### 雜 報

#### ●典獄協議會の運命に就て

典獄協議會は今回愈々其筋より訓令を以て一の制限を付せられたるやに聞く、而して其理由とする所を

聞に從來各府縣典獄の内にして其身現に監督の責任下に於る各支署及所轄警察署内の留置場をも頻に巡回するとを爲さず其理由を質さば曰く旅費豫算不足なり又は公務繁忙にして常に其機を得ずと云ふを名とするにも拘らず甲乙又は丙丁と隔絶したる地方の典獄協議會に臨席する爲め然かも數日間公務を缺き旅行し而して其議する所は何事なるやと云ふに或は理論に奔馳し實行に迂なるか如き又或は刑法に抵觸するの嫌なき能はざるあり其筋の注意を受けたるか如きとも之あり旁々地方典獄協議會其もの利益多からざるより今般之に制限を付せられ今後各地方に於て典獄協議會を開設するの必要あるときは其都度該會開設地方の府縣知事より豫め事狀を具し内務大臣の認可を経るを要するとなりたりと、至茲典獄協議會の運命亦圖り知るべきなり乍併是又止むを得ざるなり今後如何にして典獄協議會の名譽を恢復し得べきや、世の典獄各位に切に望む今日以後典獄協議會開會の舉ある機を俟つて今日此不運なる協議會の價値を高め我監獄界の光彩をして益々發輝せしむるに注意盡力あらんと只管希望に堪へざるなり

● 中國地方協議會は如何

● 差入物の取締  
 時漸く中夏に向ひ炎熱苦悶加ふるに目下惡疫流行の兆あり何人も飲食物に注意を要するは勿論なれども監獄に於ては此際一層の注意を怠るべからざるの必要あり、去れば今後刑事被告人に差入るる飲食物の如きは一層の注意を加へ嚴重の取締法を立つべきなり其荷も衛生に害あり腐敗に近きもの、如きは斷して之を許可せざる等の方針を採るべきこと目下の肝要なるべし聊か注意を請ふこと爾かり

九州諸縣典獄聯合會は曩きに鹿兒島縣に開かれ東北地方典獄協議會は去月廿七日より靜岡縣に開設せられたり去れば全國餘す所は中國地方のみなり、而して中國地方典獄協議會は來る七月一日より富山縣に於て開設せらるる筈に聞及ひしに突然其筋より協議會其ものに一個の制限令を頒布せられたれば富山縣の會合果して如何あるべきか先きに既に内務省警保局へ開會の通知あり同局長又敢て非認せられたるにあらざれば豫期の如く開會するは無論妨げなきか如しと雖も今回の訓令に基き詳細に事狀を具し其筋の認可を仰かるること素より正當なるべし、而して主務省又之を認可せらるるに吝ならざるべしと信ず事實果して如何敢て一言を叙す

● 監獄官の改正服制は將に發布せられんとす

監獄の長官たる典獄の服制論は既に四五年前に於て盛んに唱道せられたる所にして當時格別有力の反對論者なきにも拘はらず今日迄之れが制定發布を見ざりしは吾人の平素遺憾とせし所なり又看守長以下看守の服制改正論の如きも最早兩三年來の宿論なりしに不幸にして荏苒今日に及ひしに此頃道路の説に聞

● 典獄召集は果して眞か

官邊の出來事を報するに最も奇敏の名ある東京日々新聞は此頃報して曰く「警保局に於て調査中なりし監獄官の職務分掌規定も既に結了し其他各監獄等の會計上に關し諮問を要すべき事等も尠からざるを以て來月下旬迄に全國の典獄を召集して諮問會を開かるる由」云々と事實果して如何にや予輩當局以外の知る所にあらざると雖も或は然るべき事もあるならんか姑らく疑の内に存す

● 刑法改正對監獄則改正

刑法の改正は今孰れの邊にまで進行しつゝあるかは吾人の推知する能はざる處なれども其審査會の頻々として開會せらるるは新聞紙上に於て散見する處なり斯かる有様を以て着々歩を進むるときは遅くとも明年の議會には提出さるるならん抑刑法の改正を必要とする主眼は其孰れの處にあるか吾人の考案に依れば刑名の多さと再犯加重及數罪俱發の輕きとは蓋し其一なるべし果して之れ等の點に於て舊法の一變することあらば拘禁制度に於て一大革新を來すこと又言を俟たざるなり監獄則の改正も亦爰に依て益必要なり

監獄則改正の議之れを聞くこと久し今や奮然として  
 聲なく恰も八千八聲血に啼きたる杜鵑雪間深く形影  
 を隠したるか如し其影を隠し一ト聲だも聞くことな  
 きは斯道に於て幸か將た不幸か世は塞翁か馬の比喩  
 今日に到りては我は幸とするものゝ如し夫現行刑法  
 に羈束され吾人滿腔の希望を充たすこと能はずして  
 些かに勅令の範圍に於て増補改訂する如きよりは寧  
 る刑法改正と共に十全なる制定を爲し正々々たる  
 監獄法の發布こう望ましけれ若又前に述べるが如く刑  
 法に於て刑名及再犯加重の改正ありとせば自から長  
 期の自由刑者を増加するの結果ともなるべきを以て  
 之れを拘禁する監獄の種類も從て變更を要すべく又  
 此機會を利用し國庫支辨の區域を改むることをも得  
 べく爰に於てか吾人多年の宿望を貫徹するの時季到  
 來すと云ふべきなり吾人は今の時に當りては翼を收  
 め鋭を蓄へ研磨討究之れが根本的改正の日を待つも  
 のなり

●有期徒刑八年

聞くも珍らしき異例の判決其原を尋れば前に重禁錮  
 五年の宣告を受けし餘罪にして通して有期徒刑十三  
 年に處せらるべき筈なるを宣告書に餘る有期徒刑八  
 少するが如きことなきは勿論なれば斯る細事にまで  
 究届に制限するは典獄の手腕を箝制するの嫌はわれ  
 ども逃走囚の事例を聞くに囚徒十人に對し一人に當  
 らざる看守を付したるが如きこと往々耳に觸るゝ  
 を以て茲に一言し置さぬ

●在監人動作時限の伸縮變更

在監人動作時限は施行細則第四十九條に據り各監一  
 齋を要するも作業に依り已むを得ざる場合は同條但  
 書に基き内務大臣の認可を得て其時限を伸縮し得る  
 の途あり而して右の外土地の状況に依り已を得ず未  
 明に起床せしめ或は薄暮に還房せしむるが如き戒護  
 上危険の虞あるか爲め午飯休憩時間を短縮し其短縮  
 したる時間丈起床を後れしめ又は還房時間を早むる  
 等其状況を具し動作時限の變更を申請するときは許  
 可せらるへしと雖も其れか爲め全休の服役時間合計  
 に變更を來たし若くは寢眠時間に長短を生ずる如き  
 ことは一切許可せられずと聞く

●支署及留置場巡視

典獄は時々所轄各監獄支署を巡視し及便宜其廳府縣  
 内の警察留置場を巡視すること并に巡視を爲したる  
 状況意見等は所屬長官ニ報告し所屬長官は其概況を

年に處すと明記しあり檢事も亦格別に執行すること  
 を指揮せりと云ふ然るに之れを執行するには孰れの  
 監獄にて爲すべきか徒刑の刑名に依れば集治監に拘  
 禁すること當然なりしも徒刑に八年の刑期ある筈な  
 く然りと雖も確定せし裁判今更動かすべからざるも  
 のなれば徒刑囚として集治監に執行せしも五年の禁  
 錮は地方監獄へ押還すべきか將た通して執行すべき  
 かの疑義を生し其筋へ經伺されたるに宣告書に格別  
 に言渡し又指揮書にも格別に執行することを明記し  
 あるを以て地方監獄へ送還すべきことに定まりしと  
 云ふ如此宣告に對しては裁判官及檢事の誠心すべき  
 は勿論なれども其執行を指揮されたる典獄も亦大に  
 注意すべきことなりとす

●外役囚戒護者の割合

監獄則施行細則第四十四條に「外役の囚徒は一組十  
 人以上二十人以下と定め看守一人押丁二人以上をし  
 て之を監せしむ」云々とあるも看守及押丁の設置程  
 度改正なしたる上は本則に依るを得ず必竟勅令の結  
 果徒文に屬したるものなれども其戒護員の標準は別  
 に定められたるものなり尤も是れ等の事柄は一に典  
 獄の注意にありて標準なきと雖も限りに戒護者を減

内務大臣に報告すべしとは獄務概則第一條乃至第三  
 條に規定する所なるが聞く所によれば其筋に對し一  
 切是等の報告を爲さざる向きありと果て然らば右等  
 の典獄は未だ一回も支署及留置場を巡視したること  
 なさか將た所屬長官に於て報告を怠りしに因るか抑  
 も又獄務概則を無視する所以なるか其理由を知るに  
 由なしと雖も兎も角奇怪と云はざるを得ず  
 夫れ監獄巡閱は上司の下層當部に對する唯一の監獄  
 機關にして必要的に屬し其裨益最も大なるは今更多  
 辯を要せざるなり故に予等は斯の道の爲め巡閱及巡  
 視等に關する規程は猶豫なく勵行せられんことを希  
 望に堪へざるなり

●豫備後備兵役者の復職に就て

日清開戦の爲め看守巡查其他の文官にして豫備後備  
 軍に召集せられ從軍中士官又は下士官に昇進し凱旋  
 解隊後再び原職に就くときは更に任命の手續に依ら  
 ず直ちに看守巡查其他の文官に復職する筈なりと聞  
 く

●虎列拉病遂に監獄に入る

廣島縣監獄に於ては虎列拉病流行地より往復するも  
 の固より頻繁なるのみならず戦地軍法會議の所斷を

受けたる軍夫等の入監多きにより豫防周密に怠りなく晝夜非常の注意を加へたれども遂に五月卅日輕病監に在る鷹加答兒患者一人虎列拉病に罹り爾來一時は猖獗の形勢にして六月初旬まで十九人まで蔓延せしも消毒及隔離遮断其他種々の豫防に至らざるなく漸く撲滅の効果を奏したりと聞く

本年は虎列拉病流行の兆あるのみならず滿州臺灣等に土着し居る種々の傳染性不潔病の浸入するは免れ難きものと覺悟し特に炎暑にも切迫せるを以て監獄の如き多人数の集合する所に在ては百般の注意を加へ之を豫防すること甚だ緊要なりとす

● 放免時の瘋癲人に對するの處置

瘋癲人にして社會に危險を加ふるの虞れありと認むる者にして滿期のときは其引取人を得る迄臨時監獄を假用し拘禁し置くことを得るやと云ふ或る地方の稟請に對し右は無罪人なれば監獄に留置くべきものにあらすと指令せられたるやに聞く監獄は刑餘無罪者を収禁すべき所にあらす社會に危險の虞れありと思惟するものあるときは別に行政上取締の方法もあることなれば左もあるべきこととす

月十五日内務大臣より一般に訓令を發せられたるに付租々其所屬一定せりと雖も尙右訓令に漏れたる戰時に限り特設せられたる兵站部所屬の軍役夫の如きものにして犯罪せし場合に在ては概ね其所屬軍の何れを問はず兵站部に於て直接所屬したる者の如きは殆んど其屬する軍術及所屬部隊を定むる能はざるを以て是等の者に對しては止むとを得ず最前訓令末段にある該四住居地の地方監獄又現在の住居地なきものは最終の住居地々方監獄に於て執行すべきものなりとの事に定められたるやに承知せり當局者幸に了せられて可なり

● 大日本監獄醫協議會議事の顛末

本年四月十日より同十四日まで京都府に於て開會せられたる大日本監獄醫協議會に列席せられたる會員左の通にして其問題及決議は別記の通りなりと

該決議に對し記者單簡に卑見を附し讀者の高評を仰かんとす乞ふ幸に教示する所あらんとす

列席會員

三池集治監 久保 恭吾君

記者 識

● 報告例に付て

從來囚徒が相互に毆打し負傷したる事件に付ては之を監獄の事變として報告せざる向往々有之處右は元より監獄の事變に外ならず然れども隨分毆打と云は頗る漠然として境界何れの邊に止むべきか解釋上困難なり聞く所に據れば司獄官吏より檢事に告發すべきものと認めたるを境界として總て報告すべきものと決定せられたりと

● 假出獄上申に添付する行狀表に付て

行狀表は最も完備せざるべからざるものなるは勿論なるに刑期四分の三經過せざる前即ち五期の内に上申するもの若くは終期に入り己に若干日數を經過せしもの等の行狀を其期の滿了さるの故を以て記入なきもの往々有之趣右は其進達する當時迄の行狀は總て調理するに非されは之を認むる能はず行狀表調製の旨趣に背きたるものなるにより是等のものには自今は追記せしむる事になりしと云

● 再び從軍者の犯罪執行地に就て

舊きに従軍の軍役夫其他の犯罪者拘禁方に就ては五

- |      |        |
|------|--------|
| 警視廳  | 萩原彌四郎君 |
| 同    | 堀 義水君  |
| 大阪府  | 田宮 之春君 |
| 同    | 木村千太郎君 |
| 神奈川縣 | 鈴木 元士君 |
| 兵庫縣  | 二見鏡五郎君 |
| 同    | 齊郷品之助君 |
| 新潟縣  | 望月 休庵君 |
| 奈良縣  | 吉田 常文君 |
| 三重縣  | 白井亦太郎君 |
| 愛知縣  | 板津七三郎君 |
| 山梨縣  | 樋村 龜作君 |
| 滋賀縣  | 村上 信定君 |
| 岐阜縣  | 杉 直次君  |
| 福島縣  | 井上 虎九君 |
| 福井縣  | 吉田 周造君 |
| 石川縣  | 石崎喜一郎君 |
| 鳥取縣  | 岸 精一君  |
| 島根縣  | 淺野 美穗君 |
| 岡山縣  | 松山 治二君 |
| 香川縣  | 高畑 運太君 |

愛媛縣 山崎 集君  
 高知縣 小藤 重明君  
 京都府 大島甲子郎君  
 同 中村兼次郎君  
 同 後藤源久郎君  
 同 神森 勝晃君  
 同 新宮熊一郎君

出席廿九名各員番席を定め假に大島甲子郎君(京都府)會長となり會則を議定したる上會長副會長委員の投票を行ひ當撰左の如し

會 長 京都府 大島甲子郎君  
 副會長 大阪府 田宮 之春君  
 田宮君は辭任に付次點者代る  
 次點者 愛媛縣 山崎 集君  
 委員 愛知縣 板津七三郎君  
 同 警視廳 堀 義水君  
 同 (兼務) 山崎 集君  
 同 警視廳 萩原彌四郎君  
 同 鳥取縣 岸 精一君

各府縣提出に係る議案を決議せしもの左の如し  
 岐阜縣監獄提出

しむる所は恐らくなるへし蓋し各監區々に在るは實際の規模に依り各典獄は適當の時間を制限したるものならん然るに之を本決議を以て一定せんとは難ひ哉予等は暫らく賛否を表するに因謀せざるべからず

福井縣監獄醫聯合提出

患者取扱方法を一定する  
決議 一定し難し

(評曰成程然らん)

福岡縣山梨縣監獄醫聯合提出

各府縣監獄醫務所に備ふべき表類及帳簿類を一定すへき件  
 但書類及帳簿類の雛形は會長の指名に據る委員十名を携み其調製方を依り開會中議事に附すへきと

決議 委員の調査通り帳簿類は省き表類を委員中の一名にして會期後取調をなし全國へ回覽する  
 (評曰至極希望の決議なり何卒充分の良方便を提出し各監一徹の表示を調製し典獄の協賛を求められたきものなり)

新潟縣三池集治監獄醫聯合提出

最輕病者にして頓服藥一包を投與するが又は善藥一具沃度丁機笠布するが如きも輕病者として調治簿に記入し患者數に入るゝを其まざるや各府縣一定せんとを望む

決議 記入すへきと

(評曰本決議は調治簿に記入するや否やに對し記入するものに決したる丈にして患者數に入るゝの可否を決せざるものとしたるが如し予輩思ふに假令一包一頁を投したる輕患者と雖

毎年全國監獄に於ける結核患者統計表を製すると  
 決議 委員の決定せし別紙表式を内務省に建議すると  
 (評曰本決議を以て直に内務省に醫師より建議することは果て如何にや若し典獄に於ても嘉贊ならば知事へ上申し知事より内務大臣へ建議するは格別なれども)

警視廳三池集治監獄醫聯合提出

結核症に罹り居るも未だ病室治療を要せざる者の監房及び役場等を別異することば如何なる方法に依る乎  
 決議 監房及作業場を別異し行刑を妨げざる限は可成區畫を要する事

(評曰豫防上頗る必要の決議と思はる宜しく典獄に申請し實行せられんことを希望に堪へざるなり)

警視廳監獄醫聯合提出

司獄官備人設置程度中に藥劑師を加へられ度旨を内務省に建議して如何  
 決議 原案を可せず

(評曰醫師の希望は左もあるへしと思考するも斯かる事柄は必要に應し費の許す限り醫務所付屬員として備ふこと差支ひなかるへしと信す)

警視廳監獄醫提出

右監人の喫食及び入浴時間を一定して如何  
 決議 喫食十分以上入浴七分乃至五分とする事

(評曰希望には賛成なれども到底云ふべくして行はれ難たからへし現今何れの監獄と雖も無制限の時間を以て喫食入浴せ

も調治簿に記入するは當然と考せしり而して之を患者數に加へ統計其他の調に入るや否やは大に論究し彼是一定せられんことを切望に堪へざるなり何んぞなれば之を患者に入ると入れざるは現に各府縣區々に滞り統計の上にて比較を試るに由なきは常に遺憾とする所なればなり然るに此會議に於て之れが可否を決せざるは如何にも残念の至りなり就ては茲に界見を述べて當局者の参考に供せんとし希くは將來患者統計等區々ならざる様一定せられんことを切望に堪へざるなり)

專見本問の如き輕患者は普通患者に加へず臨時加療の名稱を附し別調にせられんことを望む

理由

本題の如き臨時ものを患者となし統計等に入るゝときは外見上監獄に比較的病者を増し監獄衛生に批難を受ける嫌ひあるを以てなり  
 (未完)

鹿兒島縣典獄協議會議事

三池集治監並九州沖繩各縣監獄聯合協議會議事錄

明治二十八年五月十六日開會同二十三日閉會本會に列席せし會員左の如し

- 三池集治監典獄 菅井 誠美
- 長崎縣典獄 山室 元吉
- 沖繩縣典獄 奥川 恭安

- 福岡縣典獄 木戸 麟
- 宮崎縣典獄 河俣 政幹
- 大分縣典獄 矢部太一郎
- 佐賀縣典獄 坂口 兼賢
- 鹿兒嶋縣典獄 鈴木 和介
- 熊本縣監獄書記 犬塚松之助
- 佐賀縣監獄書記 松隈 健二
- 三池集治監看守長 三池 慎
- 早川 方太
- 三池集治監書記 安松 虎雄
- 馬場 惟政
- 沖繩縣監獄書記 田川 午次郎
- 長崎縣監獄書記 仁禮 傳惠
- 宮崎縣監獄書記 友田仙九郎
- 大分縣監獄書記 古垣宗次郎
- 鹿兒嶋縣監獄書記 崎元 直哉

福岡縣看守長兼監獄書記 三池 慎  
 早川 方太  
 三池集治監書記 安松 虎雄  
 馬場 惟政  
 沖繩縣監獄書記 田川 午次郎  
 長崎縣監獄書記 仁禮 傳惠  
 宮崎縣監獄書記 友田仙九郎  
 大分縣監獄書記 古垣宗次郎  
 鹿兒嶋縣監獄書記 崎元 直哉

一 熊本縣典獄は上京の故を以て臨會なかりき  
 一本會は五月十五日より開會の豫定なりしも未着の會員あり翌十六日より開會せり  
 一 先例に依り開會地の典獄會頭席に就く議事に先ち加納知事より左の挨拶を述べられたり

決四人全様の取扱をなす

第三 茲に明治二十八年三月廿四日欠席判決を受けたる者同月廿六日右判決書告示済の上身柄の引渡を受け拘留監に於て上訴監内余罪の爲め同月廿八日重禁錮一年六月の宣告を受け前欠席裁判の刑と通算執行の指揮せり欠席判決は四月一日確定すとも余罪即ち重き刑は四月三日に至らざれば確定せず右等の場合は後刑の確定を待て執行するや或は欠席判決の確定せし後は後の判決に關せず執行するや一定する事  
 決前刑確定の日より執行すると

第四 欠席判決の確定は刑事訴訟法第二百廿九條に掲げたる故障期間三日経過すれば第二百五十二條に據る控訴期間五日の経過を待たず直に刑を執行せらるゝや或は控訴期間の経過を待て執行せらるゝや一定する事  
 決故障期間三日を経過すれば直に執行すると

第五 各警察本分署に拘留する入監者の食費及其種類を左の如く一定する事  
 食費は適宜とし其支給種類は監獄規則廿八條に據る菜は朝夕汁食物物の類  
 決各縣適宜

第六 監視を増加せられたる囚人の身上調に其刑期の長短に關せず警察署に照會し其他は刑期三ヶ月以上は照會する事に昨年の議決を變更する事  
 決期間六ヶ月以下の者之雖ども可成照會すると

第二號案

第一 明治二十五年大分縣に關し議決に係る司獄官稱呼法を左  
 三池集治監提出

今回典獄會開設に付皆さん遙々と御來會に相成りまして誠に御苦勞に存じます  
 就きましては兼て開會の趣き警保局長へも陳へまして是非當該官の臨席あるやう書面又は電報を以て再度掛合を致しましたけれども今回は折悪しく事務多忙の故を以て臨席出來兼ねると云ふとでござりましたるが當局者の臨席なきは誠に遺憾に存します然れども之も致方なき仕合で皆さん宜敷御申合を願ひます一應御挨拶まで申上て置きます  
 決議録

第一號案

熊本縣提出

第一 刑を執行するに獨り典獄の權限にして其責任も亦典獄に歸するに當然の事なり然るに各警察署に於て刑期十日以下拘留及換刑禁錮等を執行するは其署長の權限なるや又は其署長に右執行に關しては典獄代理を命ぜられ居るや若し代理の任命之れなきに於ては其責任の歸する處を定めずして刑を執行するは適當ならざるを以て一定の方法を定むる事  
 決警察署長職權として執行も別に典獄代理を命するに及ばざると

第二 茲に重禁錮一月に處せられ被告人より控訴の末其控訴理由ありし第二審に於て重禁錮十五日の宣告を受けたり然るに刑期は既に経過せしを以て第二審の裁判は確定に至らずして放免したるときは是等の書類は既決と見做し取扱ふや一定する事  
 の如く改正する事

但知事に對し及び在監人に對する稱呼法は從前の通

一 在監人相互間は稱呼番號の下に様を付する事  
 但官吏に對し他の在監人の事を稱ふるときは様を省く事  
 決各縣適宜

第二 同上在監人稱呼法を左の如く改正する事

一 在監人より司獄官に對しては官名若しくは苗字の下に殿又は様を付する事  
 但雇授業手押丁に對しても本文に準ずる事

第三 看守身分帳を製する事

一 在監人相互間は稱呼番號の下に様を付する事  
 但官吏に對し他の在監人の事を稱ふるときは様を省く事  
 決各縣適宜

第四 囚人の食費を給與し其分量一日一匁と爲す事

一 在監人相互間は稱呼番號の下に様を付する事  
 但官吏に對し他の在監人の事を稱ふるときは様を省く事  
 決各縣適宜

第五 曾て監獄雇授業手押丁たりしものには看守採用規則第二條及第三條三項の制限を適用する事

一 在監人相互間は稱呼番號の下に様を付する事  
 但官吏に對し他の在監人の事を稱ふるときは様を省く事  
 決適用せざると

第六 囚人に貸與の被服 綿入の綿量を左の如く一定する事  
 監房衣 極大百二十目 大百十目 中百目  
 小九十目 極小八十目

役衣 極大九十目 大八十五目 中八十目  
小七十五目 極小七十五目

決内務省典獄會議の通  
第七 賞表を附與するときは身分帳賞表に依て言渡すか又は別に言渡書を下付するか一定する事  
決言渡書を下付する事

第八 身分帳賞表記入は例後に於てするか又は初め事由欄内に賞表すべき事實を記し而る後判定を請ふべきものなるや若し後者の如くせば之れが主任者を設くべきものなるや一定する事  
決事實を記し判定を請ひ別に主任者を設けざる事

第九 身分帳行狀表記入方を左の如く一定する事

獄則の違否	最遵守	遵守	稍遵守	不遵守
訓令の違否	最遵守	遵守	稍遵守	不遵守
言語動作の良否	最良	良	善良	不良
親屬の思念	最厚	厚	稍厚	無
教誨の感否	最良	良	稍良	不良
監房の行狀	最良	良	稍良	不良
役場の行狀	最良	良	稍良	不良
貸與品保存の良否	最良	良	稍良	不良
衛生上の注意	最注意	注意	稍注意	不注意
作業の勉否	最勉	勉	稍勉	不勉
技能の進否	最進	進	稍進	不進
貯蓄の工錢	一期間分	有	稍有	無
改悛の狀	最有	有	稍有	無
自治の道	最有	有	稍有	無

但看病夫を除く

決原案之通

第十九 九州連合典獄會議を三池假留監聯合區域と定むる事  
決従前之通

第二十 二十歳未満の囚人には休暇時間内毎日三十分同教育を加ふる事  
決各縣通宜

第廿一 傳染病或は飲食物中華其他の事變に依り著しき病患者を生じたるに於ては病名症狀及原因經過療法並に其年齢等を通知する事  
決原案之通

第廿二 病囚を鑑管に押送するときは病種經過及療法等を詳記し通知する事  
決原案之通

第廿三 所持品衣類雜品の區別を左の如く一定する事

衣類之部

- 一通常衣服(單衣、袴、綿入等の長短衣)
  - 一羽織 一袴 一半纏 一襦袢 一股引
  - 一帯 一裨 一足袋 一洋服 一外套の類
- 右の外は總て雜品とす  
決原案之通

第廿四 看守懲罰内則(別冊添付)を一定する事  
決本案を標準とし漸次實行する事

第廿五 就役患者の塗布藥又は點眼藥は其程度患者表に記載する事  
決原案之通

決原案之通

第十 身分帳行狀表中改正建議の件  
決建議を要せざる事

第十一 教育中の看守は看守設置程度以外させん事を其筋に建議する事  
決希望を警保局長へ稟申する事

第十二 假出獄者假出場者及特赦に依て出獄するもの、行狀を典獄又は教誨師より市町村長神官僧侶に通知し保護を依託する事  
決原案之通

第十三 假出獄及假出場を許したるときは本籍地並に現住地最寄典獄に通知し保護を加ふる事  
決原案之通

第十四 囚人處罰中は勿論處罰後と雖も監房に在の間は書籍看讀を禁止するの決議なりしも或場合は之を許す事  
決従前之通

第十五 在監人發信書封皮囚名の肩書を左の如く一定する事  
決原案之通

第十六 看守執務中病氣引入を爲したるときは出勤簿調理方を一定する事  
決勤務時間の半を経過せざるものは欠勤とする事

第十七 看守給與品及貸與品にして保存期限あるものを紛失せしめたるときは保存期限の殘額に應じて賠償せしむる事  
決原案之通

第十八 賃錢業の工錢は一時間工錢に算出する事

第廿六 囚人處罰中(屏禁備後)及處罰後一週間体格検査を施行する事  
決各縣通宜

第廿七 看守點檢法(別冊添付)を一定する事  
決原案之通

第廿八 看守警備心得(別冊添付)を一定する事  
決原案之通

第廿九 看守部長の職務権限を一定する事  
決無制限とする事

第三十 身分帳申請書の署名は典獄名を用ふることに宮崎縣典獄會に於て決せられたれども主任書記の名を以てする事  
決従前之通

第卅一 身分帳記載方等左の通各縣一定しては如何  
一表紙前科欄内には罪名刑名刑期とも記する事  
二作業表には業名に變換を生ぜざるも轉監房又は昇降等(等級ありたる場合も記入する事  
三視察表には司獄官に於て視察せし事故は細大さなく悉く記載する事

四賞表懲罰表とも判定執行の年月日を記載する事  
五賞表にも記名調印する事  
但執行者之賞表へ第二課賞金は第一課長と一定する事  
六行狀表中科程外を爲せし日は科程を終へし日内に算入せざる事  
七賞金は金員を記し賞表は個數を記する事  
八本表中の主務を一定する事即ち下の如し 差入度數 工錢使

用高 貯蓄工錢は第一課 作業の種類 科程を了りし日数 科程外をなせし日数 科程を了らざりし日数 病氣休役日数 事故休役日数 技能の進否 工錢一日平均 衣食費の償否 食費の償否 自活の道は第三課 体宣は醫務所 其他は編て第二課

決原案之通

第卅二在監人食糧表六合食の欄に臨時炊夫の一項を追加する事  
決六合七合の欄に炊夫の一項を追加すると

第卅三看病夫を夜間使役したるときは其時間に應じ科程外工錢を給與するの可否如何  
決科程外は給與せざると

第卅四科程業は編て一時間とする事  
決原案之通

第卅五病囚に給與する所食は醫師の請求あらざる以上は米麥混合の粥に一定する事  
決米麥混淆せざると

第卅六典獄會の問題は開會地より十五日前に各縣典獄に通知する事  
但各縣より提出の議題は毎年三月卅一日候送付する事

決原案之通

第卅七巡查看守精勤証書授與規則第四條第一項に月俸百分の廿以下の罰金と雖も一年二回以上に及ぶもの云々とあり其起算方を一定する事  
決一年と以前處罰の日より其期間を起算すると

第三號案

福岡縣提出

第九名籍原籍中体量の記載方(客年宮崎縣に於て決議)は廢止し別に滿意調査する事  
決從前之通

第十四人身分帳中体量の記載方は頁目に一定する事  
決原案之通

第十一行狀表中工錢額は現役百日未滿の分は記入せざる事  
決記入する事

第十二賞罰表の最下欄に執行官の証印とありて其上欄に總て捺印の記載例なし懲罰表と其趣を異にするもの、如し其取扱方を一定する事  
決懲罰表全様捺印する事

第十三轉入の四人身分帳は新入と全しく各課所へ回覽する事  
決前身分帳の儘回覽に付すること

第四號案

大分縣提出

第一新に入監するもの、時刻の一定を望む  
決希望を警保局長へ稟申すること

第二區裁判所々在地の警察署留置場より監獄本支署へ押發する犯人の所持金匱に係るものは保管金取扱の規定に依らしむる事  
但支金庫の設置なき場所に在ては護送手續に依る  
決原案之通

第三區裁判所々在地の警察署留置場拘禁者の衣類雜品は物品會計官吏の取扱に屬せしめ現金は藏入藏出外現金取扱官吏の扱に屬せしむる事  
決原案之通

第四刑事被告人領置品中着用衣類の取扱方を一定する事

第一監獄費の費目を一定する事

決從前之通

第二看守及女監取締の定員は一年度中据置の事を主務省へ經伺する事  
決主務省へ經伺すると

第三女監取締の服裝を一定し來年度の縣會に附議する事  
服裝は看護婦の服に倣ひ冬服は黒地夏服は白地とし地質は滿意とす  
決各縣適宜

決各縣適宜

第四授業手の服裝を一定し自費にて調製せしむる事  
冬服は黒地若しくは紺地夏服は白地とし地質は滿意とす  
製方は結襟の背廣にして鈕は双掛とす  
帽は獨逸形に倣ひ前章は茶形の白銅を付するものとす  
決漸次調製せしむると

第五授業手の禮式は警察禮式に準據せしむる事  
決各縣滿意

第六在監人食糧表六合の欄へ掃除夫の一項を加ふる事  
決原案之通

第七減食執行中又減食に罰すべき犯則者あるときは獄醫の診断を経て引續き之を執行する事  
決從前之通

第八囚人敬禮法(客年宮崎縣に於て決議)の號令は左の如く改正し  
塗上敬禮は廢止する事  
一氣を—付け 二禮 三元へ  
決從前之通

決各縣滿意

第五囚人衣類差入の許可を受け置く事  
決三池集治監の何指令に依り取扱ふ事

第六客年宮崎縣の會議に於て一定せし同縣提出第九項の決議ある原籍通知に改め寄留者は寄留地に通知することに改むる事  
決從前之通

第七囚人の通常入浴時限を一定 夏期三分 冬期五分する事  
決從前之通

第八炊火靜臥時間に兼て決定の處其早起を命ずる者に限り更に一時間早く就寝せしむる事  
決原案之通

第九滿期放免因改過遷善の徵効考定標準を一定する事  
決行狀表終期間改換の狀翰有以上のものをして遷善の徵効あるものとす

第十九州各縣に於ては監獄公報なるものを發行し互に交換する事  
但本案可決の上は任免其他是迄互報を要し來りしものも該報へ掲載することなきは通信費を節減し加ふるに各縣獄事の現況を熟悉し便利あればなり  
決原案之通

第十一他監へ押送する在監人の所持金は爲替納金の手續に依り送付すべきは勿論の處到着署の領收証到達迄は帳簿の整理如何爲し置くや一定する事  
決假拂をなし領收證到達の上本拂に更止する事

第十二囚人犯行處分に嚴戒又は呵責なるものありやありとすれば身分帳簿中懲罰表に記入する事

決懲罰表へ記入する事

沖繩縣提出

第五號案 第一在監人過失に依り貨與の器具其他の物件を毀損したるときは處罰するの外其價格を賠償せしむるや一定する事 決賠償せしむる事

第六號案

長崎縣提出

第一刑事被告人貨與の護照は漸次毛布に改良することに一定如何 決主務省へ經伺する事 第二看守志願者に身元保證人を立てしむる事 決各縣適宜

第三看守部長に採用するものは豫め科目を設け試験の上合格したるものを順次採用する事 決試験を要せざる事 第四看守部長の設置は監獄支署共一定の標準を定むる事 決各縣適宜

第五看守懲罰免職の者は各縣共に一ヶ月毎に相互通報する事 決監獄公報の實施なき縣は原案之通 第六分房因を拘禁する最多年限を議め一定する事 決後會に譲る事

第七囚人身上票前拜禮被其他相違の訂正ある場合若くは自首せし者に對しては情狀に依り懲罰を科するの利害如何 決情狀に依り懲罰する事 第八各聯合縣内に於て職務の爲め死亡したる司獄官吏に一定の規程を設け弔慰金を附付する事 決從前之通

決從前之通 第十七同上六號案中囚人餘罪の爲め拘留状を受け別房留置中坐作の業に服せしむる議決は各縣適宜とする事 決原案之通

第十八同上八號案中敬禮法は女監に適用せざると改むる事 決從前之通 第十九同上の内獄令法中就役の指令を追加する事 決從前之通

第廿作業主任が役業指定に當り其政示の要領を左の如く一定する事 役業指定ニ付説示

本囚に裁判確定に付本日より第何工場何々業を命し何等科程を指定し就役中は一意専心業務に精勵し技能の進歩と熟練を心掛くへし若し役業を怠り科程を終らざるときは懲罰を受くるとあるへし現役一百日を経過したるときは監獄則に依り工錢の幾分を與へらるゝの外尙食費を償ふに足るへき工錢を得るものには其請に依り一月十回以下一回三錢に過ぎざる金額を以て食物を購給する事を得へし然れども工錢は出獄後生計を誤り再犯に陥らしめざる爲め給與せらるゝ所のものなれば節儉貯蓄し慣りに他の費用に充つる事を許さす 決原案之通

第廿一醫務に關する諸表を各縣同一にする事 決後會に譲ると 第廿二監獄支署にて在監人領置金を出納する出納官吏は多く各支署長に命しあるも右に會計法第九章第廿九條の規定に適合せず

第九聯合内の典獄死亡したるときは各典獄より吊慰金若干を贈付する事 決從前之通

第十控訴人押送の際には第一審判決書を添付することに一定する事 決控訴へ協議し可成送付する事

第十一領置金の内工錢と所持金を區別する事は宮崎縣會議に於て議決せしも各内譯簿に其種別を明記する上は取て區別を爲すの必要あらざる者の如し依て自今惣金高の區別を付するに止め人別簿に明記せざる様改むる事 決從前之通

第十二宮崎縣會議第一號案中用便度數の但書に就寢より起床までは制限せざる事とあるを保管者の許可を受け行便せしむる事に改むる事 決各縣適宜

第十三同上第二號案中萬身分帳の保存方は各縣適宜と議決せしも各縣區々なるは不都合に付可成一定する事 決從前之通

第十四同上第四號案中給與品一定の議決へ各縣經濟異同ありて到底一定し難きを以て取消す事 決原案之通

第十五同上五號案中日曜の全囚教誨は有効なり然れども毎日曜に舉行するに繁に失するの感あり依て自今隔日曜に改むる事 決從前之通

第十六同上六號案中行狀不真の者に食物買入れを許さすとの議決は取消す事 各縣一定する事 決漸次改むる事

第廿三在監人を他監へ移送の節不必要的衣類雜品を數多携入する向往々有之取扱上甚繁雜を免れざるに依り向後發送の際には必要のものを除く外可成親屬故舊に下付せしむる事 決原案之通

第廿四控訴人押送の節は携帶乳兒は可成其身寄の者へ引渡し讓送せざる事 決原案之通

第廿五控訴人押送の節本人携帶の貨物は着用の者を除く外封緘の上讓送官吏に引渡すことに一定する事 決從前之通

第廿六大審院の終審判決書に事實の判決に非らざるを以て指紙書のみ送付し判決書に送付せざる事になり居るか行刑上差支の有無如何 決判決書を送付する事

第廿七數刑を有するもの、身分帳は一刑終る毎に更に身分帳を調製し收監番號を改め身上票の收調並に警察署への照會を省略し新舊帳簿合體するとに一定する事 決更に調製するに及ばざる事

第廿八身分帳附加刑の轉換刑は命令の際豫記すへきや又は主刑滿期換刑執行に關し記入すへきか一定する事 決各縣適宜

第廿九懲治者別房留置者に係る出入帳簿は別に調製せず、囚名目錄囚人出監簿へ記入する事

寄書

**決各縣調査**

第卅上告の末期間内任意書を差出さるる場合に於ては更に檢事の指揮を待たず任意書提出期間最終の翌日より刑罰を起算し執行する事となり居るか委支なきか如何

決指揮書を請求する

第卅一期間内檢事被告人共に控訴を爲し被告の控訴は棄却せられ檢事の控訴理由あり原裁判を取消したる場合に於ては第二審判決の日より刑罰を起算することとなり居るか結局原裁判取理ある上は眞し被告人の申立理由なきにせし期間内檢事の控訴の爲め取消されたるものなれば第一審判決の日より刑罰を起算する方可ならん各縣の意見如何

決長崎縣より主務省へ經伺する事

(未完)

寄書

**小川君の任務と實務家諸君に望む**

蓄電生

高國監獄會議も彌本月三十日より佛國巴黎に於て開會せらるる而して本國より高國監獄會議に列席せるもの設に魯國に於る開會の際西公使之に臨めり之を實務家を以て之に臨みしは今回を以て始めとす然り而して我國監獄の状況も廿三年と今日其面目同しからずと雖も實際上に於て我國の勢力に於るや實に廿三年と今日とは全く天

て監獄を顧出でたるものは直に免職することの噂ありしも今や此の噂は一片の煙と化し凡て五年以上勤続し看守にして辭表を差出せしものは盡く正當の事由ありしものとて依願免職として滿年賜金を受くるの資格を與へ居れり豈監獄の爲めに實せざる可んや抑も散士が獨り大阪府監獄に對してのみ其の非を補發するもの豈敢なくして可ならんや散士が近居に現に大阪府監獄署の近傍にあり且つ同署司獄の官吏中散士と交際を爲すもの多々あり故に同監獄内の事實は盡く散士の知る處となる、知て之を論ぜざるは監獄の爲め否社會の爲めに不利益なるを以て監獄改良の一端にも思慮し敢て黙々に付せざる所以なり然れども其の非を擧て其の美を没するは君子の耻る處なり散士茲に大阪府監獄の美を擧て聊か他の監獄の模範となさん其の美とは何ぞや則ち左の二件なり

第一、救護會の事

第二、晝夜分勤法を改めて更に従前の一晝夜勤務と爲せしこと

(隔日勤務を云ふ)

大阪府監獄署に於ては從來救護會なるものを設け居れり而して之に加入するや否やを拜命の際本人の承諾を得るを以て何人も拜命後之に對して不服を唱ふるものなし抑も救護會とは如何なることを意味するかと云ふに奉職中の書記看守長職員看守等の中に於て死亡若くは不可抗力等にて災害に遭過せしときは救護會の名稱を以て直に金額を贈與す而して此等のもの、同居の父母兄弟妻子等の死亡せしときも亦相當の金額を送付するものなり而して其の金額は死亡者の現狀に於て多少の差あり例へば出産後直に死去せしものと成年に垂んとするものと自ら區別あり故に看守甲にて妻子等の不慮に死去することあるも其の葬式の如きは殆ど中等以上にして世人の是に對する

地を異にし果して然らば小河君其人は我帝國而も一足飛の進歩せる東洋大強國東洋先進國東洋大文明國に於る國際上學術上實際上其他進歩的必要的表示を捉記し歐米各國先進老練の士俟入に加里日清戰爭の結果として世界を變動せし東洋大強國の職務上に於る大燈臺なることを發示し併て將來に於て彌々歐米老練家を以て彌々燈臺として之を待たしむるか將た燈臺暗くして返て海上に向て危險を興ふるの燈臺視し去らん已に得たる所の看版をして汚點終に路次口に掲げざるべからざるの結果を來さしむるか所謂出世角力なりませば此任の最も大任たりと云べきなり然り然して予や誠に信す小河君其人は先以て大々的燈臺として我國而已ならず他外國に向て耻しからず認定せり然り雖も監獄事業や一己人の手をして能く成工すべきに非ず必ずや實務家即各府縣監獄員の力に據らすんば能はず試に看よ小河君其人何程學術に實際に之を歐米に鼓動する所ありしと雖も實際監獄の狀況を一見して其批難せられし所ありしとせん乎所謂小河君一人は海なき邊の燈臺にして海上にありては暗黒なりと謂はざるべからず故に燈臺あらば最も便を得其運行を遲滯するなく滿手帆を掲げて以て馳走し彼岸の望を達すべきなり

大阪府監獄の美

在大阪 洋々 散士

散士大阪に在ること茲に數年然れども現今大阪府監獄に對しては何等の關係を有するものにあらず故に固より大阪府監獄に對して毫末の私怨あるものにあざれども從來大阪府監獄の在監人所遇其他事務取扱上に於ては或は直接に或は間接に本誌上を以て屢々論難攻撃したることあり然るに當局者の鋭敏なる敢て非を飾らず其の非なることは着々改めて餘詰あり現に彼の密室監察者に入浴を許可するに至りしが如き又彼の五年以上看守勤続者と雖ども自己の便宜を以て感情果して如何ぞや而して救護會規則に於て非番看守は正服若くは平服にて葬式に列するを以て自然看守の地位を高めるも敢て落すことなく散士嘗て某地方監獄に於て看守の葬式を目撃せしに其の慘狀云ふに忍びざりしとあり斯の如くなるときは自然看守の尊嚴を維持せんとするも豈得可んや大阪府監獄は此の弊害を矯めて餘詰ありと云ふ可し

彼の職務顧問ゼーパツハ氏の晝夜分勤法を唱へしより各地の監獄は直に晝夜分勤法に依れり晝夜分勤法とは一ヶ月間は夜中勤務一ヶ月間は晝日勤務なり獨逸に於ては晝勤看守と夜勤看守と自然區別ありと聞く然るに獨逸監獄に於て可なるもの必ずも我國の監獄に可なりと云ふ可からず散士は到底我國の慣習に於て夜中のみ勤務に服せしむるが如きは完全の好結果を得ざる事は嘗て之を詳論したることあり何となれば夜中のみ勤務に服せしむるせば晝間は睡眠せざる可からず晝間は常に寢臥して夜間のみ勤務に服せしむるときは身體の健康を害し体力疲勞するや疑なし身體の不健康体力の疲勞せしものをして最も注意せざる可からざるの三期に(夜間を云ふ)戒護に従事せしむるは恰も木偶人形に異ならず斯の如きものを戒護に従事せしむる豈儀の得たるものなりと云ふを得んや大阪府監獄は此の勤務を改めて隔日勤務法とせり誠に監獄の爲めに喜ぶ可きの至りなり他府縣監獄に於て隔日勤務法に改正せられんこと散士の望望する處なり

**監獄作業の將來に就て** 作 學生 投

余嘗て監獄作業の萎靡として常に活氣なきを慨嘆すること久し抑も監獄作業たるものは刑罰執行上の一方便なるに過ぎざるは勿論なりと雖も其性質生産製造事業に屬するものなれば又強ち損益收支を

寄書

度外視すべきものにあらずるは予輩の賢辨を俟たざる所なり、然るに從來の經驗に由れば作業は常に監獄事業の内に就ても冷淡に目附せらるゝ所にして監獄作業の振はざる一に並に原因せるが如し、作業當局者は常に其發達進歩を圖るに銳意注心する所ありと雖も所謂他の事情の爲めに相阻格せられ施設計画の十分の一だも之を實行する能はざるは殆んど將に其常なるか如し、他の事業とは何んや曰く檢束上の規律の爲め將た戒護看守の充分ならざるより勢ひ囚人を使役する能はざる等の事情あり或は役囚をして空手徒歴するの止むなきに至るか如きこと未だ之れなしとは斷然すべからざるが如し規律の勵行寔に善すべしと雖も作業上に關し同因相詰し或は作業の種類に由りては終日正座を保つべからざるが如きとあるも其靜慮を察し甚だしく規律を害せざる以上は可成作業上の便宜利益をも圖らざるべからざるは勿論なりとす然るにも拘はらず從來の經驗に由れば何れの監獄に在つても看守及び之を統率せらるゝ看守長諸君は勤もすれば一方に偏依し監獄作業を無視せらるゝものなきにあらざるが如し最も自己の責任に關する檢束戒護上に思及にして且つ熱心なるの致す所なるべしと雖も看守及び看守長にして各作業に付各役囚の料定工錢すら尙之を知悉せざるあり或は甚だしきは料程の昇降率さへ之を知らざるが如きこと未だ是なきを保する能はざるものあるが如し、而して看守押丁の如き偶々作業當局者より自己の受持なる作業上に就き質問を受くることあらんか之に明答する姑らく説き惜も素人の越人の肥瘠を見るか如く冷々淡々として氷よりも何冷かなり、如斯して而して尙能く規律を勵行し行刑の目的を達し得るものと云ふを得へきか、是等は實に其職務を完ふしたるものと云ふ能はざること實に火を隔るよりも明かなり、去れば作業も檢束戒護上の事とは兩々相須

常に警備輔車の關係を有せざるべからざるにも不拘實際に於ては兩者の間相一致せざるのみならず甚だしきは互に相反目疾視し協力と云ふ觀念に乏しきか如き實況あるを免れざるか如し是れ監獄作業のまた割合に遷起せざる原因と云ふへし、加之ならず或場合に在つては權力上の争となり兩々相下らず看守以下押丁等に至る迄作業當局者の言を甘諾することを敢てせず傲慢に失するが如きことまた是なしと斷言し能はざるか如し是大に監獄行政の上に於て最も憂ふべきことなりと信す故に予輩は監獄當局者に希望すらく諸君が監獄に盡さるゝに方つて誠心誠意職務を重んじ各其頭掌を明かにするは勿論なりと雖も其盡し得らるゝ範圍内に屬するものは可成作業によれば檢束にまれ將た書類調理上によれ互に相輔翼し他に便利を與ふる等雙方同心てふ觀念を以て彼我の隔意なく監獄否な職務上に盡されんこところ望ましけれ予輩の經驗に由れば監獄事業中作業に關する事務は割合に操縦宜しきを得ざるべからざるものはあらざるべしと信す最も戒護及び檢束上の事は至難なり又各二措調理領置貨物保管の事も至難事たるか如しと雖も戒護上に關する事は、監獄の骨髄とし又殆んど監獄の全力を盡しつゝあるものなきは格別とし其他事務調理の事の如きは一定動かすべからざるの規定なり當局者は只其規定を遵守するのみにして格別至難の業にあらざるか如し然れども作業の事たるや復雜極なく調理上の事は他と敢て異なるなきにも拘はらず各種の工業に關する智識を要する其上に數百或は數千の役囚使役上に軟毫の支障なからしめんこと實に至難中の至難たり、然るに作業は殆んど監獄事務の中に就ても冷淡視せられ彼の所謂拘子定規なる他の一般の事務に混同一視せらるゝはまた監獄作業の推揮せざる一徵証たるにあらざる乎聊か當局の匡省を請はんやす

○教誨叢書第四十二輯目錄

明治廿八年六月分

定價金四錢  
郵稅金五厘

教誨

天の道と人の力  
終り迄忍ぶ者は幸なり

釧路 大塚 素  
樺戸 水崎 基一

宗教

人生の三大勢力

東京 植村 正久

溫故知新

狐遣ひ狐つき

蟹氣樓

天福堂主人  
南海逸士

或問 (完)

北海のイソップ

蛙の問答

牡鹿と葡萄蔓の話

勸話

パン種

羅馬古昔の慣習

祈禱の應驗

敬神

カリギユラビアグリッパ

貪心を慎めよ

明治近思錄

猛省

濃川 生

讀方

實語教

(完) 實行

天福堂主人

會告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購請員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

- 監獄雜誌
- 全署内五名以上購讀ノ向ハ
- 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々々取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任

磯

村

免

貞

明治廿八年六月三十日發行

發行人兼編輯人

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶  
 支會所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地  
 印刷所 東京市芝區芝宮本町二十九番地

磯沼村免  
 富太郎  
 警察監獄學會支會  
 共益商社印刷部